

(第一類 第二號)

總

務

委員

議  
錄

号

八八

衆第一  
二百議回國院会

傍  
委  
員  
會

議錄第三

議録第三号

議會第二百回國院総務委員会



そういう意味では、本来、乗りかえについては評価をゼロとするものを、こうした転換類似の、お客様の意向確認をしつかりさせていただいたものについては特別に二分の一の評価とするという形でさせていただいたということだというふうに理解をしております。

○長尾(秀)委員いや、本来ゼロというんだつたら、販売実績、二分の一になる前が一だったというのはおかしくないです。ちょっと矛盾していると思うんですが、もう一回説明してください。

○植平参考人考え方として、中間報告に記載がある記述は、済みません、基本的な考え方を書いたものでございます。

私は冒頭申し上げましたものは、実際の評価がどうであったかということでござります。

繰り返しになりますけれども、実際の制度は、

一の評価をしていった実績を二分の一に落としたと

いうこと、それから、募集手当については、あわせてお客様の意向確認をしつかりしていただくといふことをもって、ゼロの評価であったものを二

分の一分にさせていただいたということでございま

す。

○長尾(秀)委員ですから、基本の考え方はゼロ

というのは、それは私は正しいと思いますよ。でも、実際は一にカウントしていたということですね、そうしたら、販売実績は、いや、もう答弁はいいです。

なので、もうそれ自体が問題じゃないですか。それを二分の一に減らしたけれども、なおインセンティブは残っているということで、營業手当、販売手当についてはゼロのものが二分の一になつたということで、こつちはインセンティブが増しているわけでしょう。

トータルの評価として、やはり今回の問題の起

こつた原因の大きな背景に、私は、この販売実績、手当の問題はあるというふうに思うということだけ、きょうは申し上げておきます。これ以上具体的な議論にはきょうは入りません。

それで、郵政民営化、分社化の問題です。

日本郵便は、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険、この金融一社の郵便局における窓口業務を受託をして、一社から委託手数料を得ております。

日本郵便の平成三十一年三月期の営業収益三兆九千六百六億円のうち委託手数料によるものは九千五百八十七億円となっており、二四%程度を占めています。郵政民営化後しばらくは不安定かつ低収益の郵便事業を支えるということで、金融二社からの委託手数料収入により日本郵便の経営を支える制度設計がなされたというふうに理解をしております。

しかし、現状は、経営環境は極めて先行きが厳しいものになっているのではないかと思います。

特にかんぽ生命は保険料収入が激減をしており、これまでの日本郵便の収益構造は破綻することもあり得るというふうに思いますけれども、こういう委託手数料のみに依存をせずに、自立的経営が日本郵便として可能となるように経営改善策を進めていくべきだと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○横山参考人お答え申し上げます。

私ども日本郵便は、全国の郵便局を通じまして、郵便、貯金、保険のユニバーサルサービスを提供する責務のもと、業務運営を行つておるわけ

でござります。金融二社からの委託手数料につきましては、この業務運営に必要不可欠な収益源となつておるところでござります。

こういう中で、私ども日本郵便といたしましては、このユニバーサルサービスの責務を遂行しつつ、経営基盤を強化してまいりますためにも、例

る二点目でござります。引き続き、日本郵政グループはユニバーサルサービスをきつちりと国民のために果たすという使命を帯びてござります。ユニバーサルサービスを果たしながら、企業として、とりわけ、日本郵政、ゆうちょ、かんぽは四年前に上場させていただきまして、上場企業としてのパフォーマンスも同時にしつかり上げてございます。

三点目でござりますけれども、将来的には、ゆうちょとかんぽは、私ども、一〇〇%株式を全部売つて、会社としては全く別会社になります。それでもなおかつ日本郵政グループとして、しっかりと企業として進んでいくという課題を持つてい

ます。あつて、自由に保険商品、金融商品が生み出せない環境もあります。営業担当者が推奨できる商品をなかなか提供できることなどと、他社との競争に障害があるということだと思います。

郵政民営化から十二年、見直しからも七年たつているわけで、それとも、今ここでこういう問題も起きたこともあります。郵政民営化、分社化について、目的、時期、手段、さまざまな角度で適正化されたかを改めて徹底的に検証する時期ではないでしょうか。日本郵政として、これらの課題を現時点で把握をしておられますでしょうか。あるいは、その課題を解消する今後の方策についてお答えをいただきたいと思います。

○長門参考人ただいまの長尾委員の御質問にお答え申し上げます。

先生おっしゃるとおり、民営化して十二年たちました。民営化の問題点、三点あるかと認識しております。三点目は、先生おっしゃるとおり、十二年前に分社化いたしました。日本郵政という持株会社の下に事業体が三社ございます。この合計四社をいかにグループとして一体化して進めていくのかというところが大きな問題点、一点目と認識しております。

一点目は、先生おっしゃるとおり、十二年前に分社化いたしました。日本郵政という持株会社の下に事業体が三社ございます。この合計四社をいかにグループとして一体化して進めていくのかというところが大きな問題点、一点目と認識しております。

二点目でござります。引き続き、日本郵政グループはユニバーサルサービスをきつちりと国民のために果たすという使命を帯びてござります。ユニバーサルサービスを果たしながら、企業として、とりわけ、日本郵政、ゆうちょ、かんぽは四年前に上場させていただきまして、上場企業としてのパフォーマンスも同時にしつかり上げてございます。

三点目でござりますけれども、将来的には、ゆうちょとかんぽは、私ども、一〇〇%株式を全部売つて、会社としては全く別会社になります。それでもなおかつ日本郵政グループとして、しっかりと企業として進んでいくという課題を持つてい

ます。現在の課題という御質問でござります。二点目の問題かと思いますけれども、コンプライアンスをしつかりやる、お客様本意でしつかりやるという大前提での上でござりますけれども、ユニバーサルサービスをきつちりと履行した上で、各社それぞれ、アグレストの風が吹いておりますけれども、はね返してまいりたいと思つております。

日本郵便、郵便がどんどん減つていく現状でござりますけれども、Eコマースの隆盛とともに宅配便がふえておりますので、ここは適正に対応する。

ゆうちょ銀行、大変な低金利環境でござります。売上げの九割以上が資金運用でござりますけれども、いろいろ運用の深掘りをしてこの運用業務を深めていく。一割弱、手数料収入でございますけれども、一億二千万口座あるいはATM二万九千台等々を効率的に使って、手数料の収入を更にふやしていく。

かんぽ生命は、時代のニーズとともに変わっておりますので、新商品、新サービスを開発していく。お客様のお声に応えてまいりたい、このように課題を捉えているところでござります。

以上、お答え申し上げました。

○長尾(秀)委員私は、分社化による構造的な問題も大きいと思います。それそれが自社の持続性の確保を優先をしているということで、やはりグループ全体のガバナンスがとれていないのでないかというふうに思います。

ユニバーサルサービスの問題は後でお聞きしたいと思いますが、ここで総務大臣に、郵政民営化、分社化、現時点における評価について、まずお聞きをしておきたいと思います。

○高市国務大臣郵政民営化の評価に関しましては、郵政民営化委員会が郵政民営化法に基づきまして、郵政民営化の進捗に関する総合的な検証をして三年ごとに取りまとめを行つております。直近では、昨年の十二月に意見書が取りまと

第一類第二号 総務委員会議録第三号 令和元年十一月十九日

まつております。

この意見書においては、具体的には、不動産事業の展開や他の金融機関との連携などを評価した上で、人口減少などによる事業環境の変化に対して日本郵政グループが取り組むべき課題として、収益源の多様化、新たな成長分野の構築、郵便局ネットワークの一層の活用などの指摘が行われています。

政府としましては、こうした郵政民営化委員会における検証結果を踏まえて、引き続き郵政民営化を推進してまいり所存です。

○長尾(秀)委員 そこで、ユニバーサルサービスの問題なんですけれども、法律上そういう義務を負っているということで、日本郵政としては、營利企業であるにもかかわらず、利益を上げることが困難な背景があります。

高市大臣は所信の中で、「郵政事業については、引き続き、ユニバーサルサービスを確保します」とおっしゃいました。今、一方で、地方においては、人口減少、過疎化、人手不足、郵便事業についても、宅配便事業者との競合、インターネットの普及、厳しい状況があるかと思います。今後も続くと思われます。

総務省、総務大臣として、具体的にどのようにユニークサービスを確保していくかと考えておられますでしょうか。国として、いかなることがあっても担保をするという覚悟があるのか、お聞きをしたいと思います。

○高市國務大臣 まず、郵政事業のユニバーサルサービスにつきましては、国民生活に必要不可欠でございますので、今後とも、全国で安定的に提供供されることが重要だと考えております。

国としてということですが、総務省としましては、現行の法令に基づきまして、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の事業計画の審査などを通じて、郵政事業のユニバーサルサービスが安定的に提供されるかということを確認すること。さらに、郵便局ネットワークの維持を支援するため、交付金、拠出金制度がございます。これを適

切に運用するということを行つておりますので、

こうした法令の運用を通じて、ユニバーサルサービスをしっかりと確保してまいりたいと存じます。

○長尾(秀)委員 国の援助抜きには達成されないと思います。また、ユニバーサルサービスは国際的な要請もありますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、NHKのかんぽ報道問題に入らせていただきます。時間が押しておりますので、御答

弁は簡潔にお願いしたいと思います。

まず、事実経過についてお聞きをいたします。昨年七月十一日に、郵政三社長名のNHKへの申入れがありました。これは、四月の「クローズアップ現代+」の番組の放送、そしてその続編の放送の予定、そのための取材というか募集のための動画の放映、こういう一連の流れがあるわけですが、なぜその動画の削除の要請だけをされたのか、端的にお答えいただきたいと思います。

○長門参考人 お答え申し上げます。

四月二十四日のNHK「クローズアップ現代+」第二弾をNHKさんが制作されると伺つております。

○長門参考人 お答え申し上げます。

四月二十四日のNHK「クローズアップ現代+」

す。このために、七月の七日と十日でございましたけれども、ツイッターでいろいろ情報を集めると

おられますでしょうか。国として、いかなることがあつても担保をするという覚悟があるのか、お聞きをしたいと思います。

○高市國務大臣 まず、郵政事業のユニバーサル

サービスにつきましては、国民生活に必要不可欠でございますので、今後とも、全国で安定的に提

供されることが重要だと考えております。

国としてということですが、総務省としまして

は、現行の法令に基づきまして、日本郵政株式会

社及び日本郵便株式会社の事業計画の審査などを

て、自主自律で番組を制作するということが求められるというふうに私は思います。

その後、七月十一日申入れ以降いろいろありました。結果として、八月三日ですかね、動画は削除されました。続編の放映も延期をされた。その後もしつこく違うことで抗議をされるのか。非常に問題だと思います。それもまとめて答えてください。

それで、九月二十五日に鈴木上級副社長が森下経営委員長代行に面会をしておりますが、恐らくガバナンスのことを申し入れたということになつておりますが、結局、この一連の流れは、先ほど申し上げましたように、自分で考えられないわけで、ガバナンスに名をかりた、私は、個別番組の介入に結果となつていると思いますが、その点、九月二十五日の面談の内容について、それ、経営委員会と郵政の方にお聞きをいたしました。

それで、ガバナンスに名をかりた、私は、個別番組の介入に結果となつていると思いますが、その点、九月二十五日の面談の内容について、それ、経営委員会と郵政の方にお聞きをいたしました。

それで、九月二十五日に鈴木上級副社長が森下経営委員長代行に面会をしておりますが、恐らくガバナンスのことを申し入れたということになつておりますが、結局、この一連の流れは、先ほど申し上げましたように、自分で考えられないわけで、ガバナンスに名をかりた、私は、個別番組の介入に結果となつていると思いますが、その点、九月二十五日の面談の内容について、それ、経営委員会と郵政の方にお聞きをいたしました。

それで、九月二十五日に鈴木上級副社長が森下

経営委員長代行に面会をしておりますが、恐らく

ガバナンスのことを申し入れたということになつ

ておりますが、結局、この一連の流れは、先ほど

申し上げましたように、自分で考えられない

わけで、ガバナンスに名をかりた、私は、個別番組

の介入に結果となつていると思いますが、その

点、九月二十五日の面談の内容について、それ、

経営委員会と郵政の方にお聞きをいたしました。

それで、九月二十五日に鈴木上級副社長が森下

経営委員長代行に面会をしておりますが、恐らく

ガバナンスのことを申し入れたということになつ

ておりますが、結局、この一連の流れは、先ほど

申し上げましたように、自分で考えられない

わけで、ガバナンスに名をかりた、私は、個別番組

の介入に結果となつていると思いますが、その

点、九月二十五日の面談の内容について、それ、

経営委員会と郵政の方にお聞きをいたしました。

それで、九月二十五日に鈴木上級副社長が森下

経営委員長代行に面会をしておりますが、恐らく

ガバナンスのことを申し入れたということになつ

ておりますが、結局、この一連の流れは、先ほど

申し上げましたように、自分で考えられない

わけで、ガバナンスに名をかりた、私は、個別番組

の介入に結果となつていると思いますが、その

点、九月二十五日の面談の内容について、それ、

経営委員会と郵政の方にお聞きをいたしました。

それで、九月二十五日に鈴木上級副社長が森下

経営委員長代行に面会をしておりますが、恐らく

ガバナンスのことを申し入れたということになつ

ておりますが、結局、この一連の流れは、先ほど

申し上げましたように、自分で考えられない

わけで、ガバナンスに名をかりた、私は、個別番組

の介入に結果となつていると思いますが、その

点、九月二十五日の面談の内容について、それ、

経営委員会と郵政の方にお聞きをいたしました。

それで、九月二十五日に鈴木上級副社長が森下

経営委員長代行に面会をしておりますが、恐らく

ガバナンスのことを申し入れたということになつ

ておりますが、結局、この一連の流れは、先ほど

申し上げましたように、自分で考えられない

わけで、ガバナンスに名をかりた、私は、個別番組

の介入に結果となつていると思いますが、その

点、九月二十五日の面談の内容について、それ、

経営委員会と郵政の方にお聞きをいたしました。

それで、九月二十五日に鈴木上級副社長が森下

経営委員長代行に面会をしておりますが、恐らく

ガバナンスのことを申し入れたということになつ

ておりますが、結局、この一連の流れは、先ほど

申し上げましたように、自分で考えられない

わけで、ガバナンスに名をかりた、私は、個別番組

の介入に結果となつていると思いますが、その

点、九月二十五日の面談の内容について、それ、

経営委員会と郵政の方にお聞きをいたしました。

それで、九月二十五日に鈴木上級副社長が森下

経営委員長代行に面会をしておりますが、恐らく

ガバナンスのことを申し入れたということになつ

ておりますが、結局、この一連の流れは、先ほど

申し上げましたように、自分で考えられない

わけで、ガバナンスに名をかりた、私は、個別番組

の介入に結果となつていると思いますが、その

点、九月二十五日の面談の内容について、それ、

経営委員会と郵政の方にお聞きをいたしました。

それで、九月二十五日に鈴木上級副社長が森下

経営委員長代行に面会をしておりますが、恐らく

ガバナンスのことを申し入れたということになつ

ておりますが、結局、この一連の流れは、先ほど

申し上げましたように、自分で考えられない

わけで、ガバナンスに名をかりた、私は、個別番組

の介入に結果となつていると思いますが、その

点、九月二十五日の面談の内容について、それ、

経営委員会と郵政の方にお聞きをいたしました。

それで、九月二十五日に鈴木上級副社長が森下

経営委員長代行に面会をしておりますが、恐らく

ガバナンスのことを申し入れたということになつ

ておりますが、結局、この一連の流れは、先ほど

申し上げましたように、自分で考えられない

わけで、ガバナンスに名をかりた、私は、個別番組

の介入に結果となつていると思いますが、その

点、九月二十五日の面談の内容について、それ、

経営委員会と郵政の方にお聞きをいたしました。

それで、九月二十五日に鈴木上級副社長が森下

経営委員長代行に面会をしておりますが、恐らく

ガバナンスのことを申し入れたということになつ

ておりますが、結局、この一連の流れは、先ほど

申し上げましたように、自分で考えられない

わけで、ガバナンスに名をかりた、私は、個別番組

の介入に結果となつていると思いますが、その

点、九月二十五日の面談の内容について、それ、

経営委員会と郵政の方にお聞きをいたしました。

それで、九月二十五日に鈴木上級副社長が森下

経営委員長代行に面会をしておりますが、恐らく

ガバナンスのことを申し入れたということになつ

ておりますが、結局、この一連の流れは、先ほど

申し上げましたように、自分で考えられない

わけで、ガバナンスに名をかりた、私は、個別番組

の介入に結果となつていると思いますが、その

点、九月二十五日の面談の内容について、それ、

経営委員会と郵政の方にお聞きをいたしました。

それで、九月二十五日に鈴木上級副社長が森下

経営委員長代行に面会をしておりますが、恐らく

ガバナンスのことを申し入れたということになつ

ておりますが、結局、この一連の流れは、先ほど

申し上げましたように、自分で考えられない

わけで、ガバナンスに名をかりた、私は、個別番組

の介入に結果となつていると思いますが、その

点、九月二十五日の面談の内容について、それ、

経営委員会と郵政の方にお聞きをいたしました。

それで、九月二十五日に鈴木上級副社長が森下

経営委員長代行に面会をしておりますが、恐らく

ガバナンスのことを申し入れたということになつ

ておりますが、結局、この一連の流れは、先ほど

申し上げましたように、自分で考えられない

わけで、ガバナンスに名をかりた、私は、個別番組

の介入に結果となつていると思いますが、その

点、九月二十五日の面談の内容について、それ、

経営委員会と郵政の方にお聞きをいたしました。

それで、九月二十五日に鈴木上級副社長が森下

経営委員長代行に面会をしておりますが、恐らく

ガバナンスのことを申し入れたということになつ

ておりますが、結局、この一連の流れは、先ほど

申し上げましたように、自分で考えられない

わけで、ガバナンスに名をかりた、私は、個別番組

の介入に結果となつていると思いますが、その

点、九月二十五日の面談の内容について、それ、

経営委員会と郵政の方にお聞きをいたしました。

それで、九月二十五日に鈴木上級副社長が森下

経営委員長代行に面会をしておりますが、恐らく

ガバナンスのことを申し入れたということになつ

ておりますが、結局、この一連の流れは、先ほど

申し上げましたように、自分で考えられない

わけで、ガバナンスに名をかりた、私は、個別番組

の介入に結果となつていると思いますが、その

点、九月二十五日の面談の内容について、それ、

経営委員会と郵政の方にお聞きをいたしました。

それで、九月二十五日に鈴木上級副社長が森下

経営委員長代行に面会をしておりますが、恐らく

ガバナンスのことを申し入れたということになつ

ておりますが、結局、この一連の流れは、先ほど

申し上げましたように、自分で考えられない

わけで、ガバナンスに名をかりた、私は、個別番組

の介入に結果となつていると思いますが、その

点、九月二十五日の面談の内容について、それ、

経営委員会と郵政の方にお聞きをいたしました。

それで、九月二十五日に鈴木上級副社長が森下

経営委員長代行に面会をしておりますが、恐らく

ガバナンスのことを申し入れたということになつ

ておりますが、結局、この一連の流れは、先ほど

申し上げましたように、自分で考えられない

わけで、ガバナンスに名をかりた、私は、個別番組

の介入に結果となつていると思いますが、その

点、九月二十五日の面談の内容について、それ、

経営委員会と郵政の方にお聞きをいたしました。

それで、九月二十五日に鈴木上級副社長が森下

経営委員長代行に面会をしておりますが、恐らく

ガバナンスのことを申し入れたということになつ

ておりますが、結局、この一連の流れは、先ほど

申し上げましたように、自分で考えられない

わけで、ガバナンスに名をかりた、私は、個別番組

の介入に結果となつていると思いますが、その

点、九月二十五日の面談の内容について、それ、

経営委員会と郵政の方にお聞きをいたしました。

それで、九月二十五日に鈴木上級副社長が森下

経営委員長代行に面会をしておりますが、恐らく

ガバナンスのことを申し入れたということになつ

ておりますが、結局、この一連の流れは、先ほど

申し上げましたように、自分で考えられない

わけで、ガバナンスに名をかりた、私は、個別番組

の介入に結果となつていると思いますが、その

点、九月二十五日の面談の内容について、それ、

経営委員会と郵政の方にお聞きをいたしました。

それで、九月二十五日に鈴木上級副社長が森下

経営委員長代行に面会をしておりますが、恐らく

ガバナンスのことを申し入れたということになつ

経営委員会としても対応してほしいというお話を  
ございました。

これにつきましては、個人的に受けられる話ではございませんので、経営委員会の方に伝えてほしいということで、私から回答いたしました。その日に、私は、委員長にこの件については御報告をいたしております。

回答いたしました。

○長尾(秀)委員 やはり私は、経営委員会としてはそこで、経営委員会として抗議を受ける筋合いのものでないと言うべきだったと思います。執行部に伝えればいいことでしょう。返事がまだしていなあんだったら、したらどうですかとか、そういうことは伝えたらいだけで、なぜ経営委員会がそれを取り上げる必要があつたのかというのには、私は全く理解できませんけれども、もう、ちよつと時間がないので次に行かせていただきま

す。

結果、厳重注意になつて、十一月六日に会長名の文書を出されたということです。これも郵送でいいと思いますが、わざわざ持つていかれたといふことです、もう時間がないので、その質問は飛ばします。

次、議事録についてお聞きをしたいと思います。

野党のヒアリングの過程でもずっと、放送法上の議決ではないというふうに森下代行もおっしゃつておられました。その根拠は、もうこっちで申し上げますが、放送法第二十九条に掲げる議決には該当しないということです、そうおっしゃつておられるということだと思います。

私はそれは疑問がありますけれども、仮に議決ではないということであつたとしても、それは議事録不作成の理由にはならないですね。その点だけ確認しておきます。

○石原参考人 お答えいたします。

会長への注意は、放送法第二十九条第一項第二号の役員の職務の執行の監督に基づき行つたものであります。同項第一号に規定されている議決の

対象ではありません。（長尾(秀)委員「それはわかつています」と呼ぶ）はい。

委員全員の討議により意思統一を図るという考え方から、議論の最後に、経営委員長から委員全員に對して、会長に注意すること及びその内容について確認し、経営委員会の総意として決定いたしました。

○長尾(秀)委員 ですから、議決ではないということを仮に認めるとして、それは議事録不作成の理由にはなりませんね。その点を確認しております。

○石原参考人 お答えいたします。

公表、非公表にかかわらず、議事録は作成しております。

議事録で非公表とした部分について、十月十五日の経営委員会で議事録を公表することを決定し、さらに、二十九日の経営委員会で、昨年三回の公表している議事録に、それぞれ議事録を記載することを決定いたしました。

経営委員会では、説明責任を果たすことは重要

と認識しております。

議事録を作成し、これを公表しなければならぬ」の規定が追加されたのを受けて、同年、経

営委員会で経営委員会議事運営規則を定めました。内容に関して政府に御確認いたくことはあ

ります。

平成二十年施行の放送法改正により、放送法第四十一条の「経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。」の規定が追加されたのを受けて、同年、経営委員会で経営委員会議事運営規則を定めました。内容に関して政府に御確認いたくことはありません。

以上ござります。

○長尾(秀)委員 その公開、非公開の問題ですけれども、放送法においても、あるいは経営委員会規程というのがあるかと思いますが、それぞれ議事録は公開するとなつて、原則。それは原則

です。非公開のことは何も書いていません。非公開を書いているのは、今おっしゃつた議事運営規則だけです。今、御答弁によると、それは経営委員会が決めたということですね、議事運営規則。

○大口委員長 委員、申合せの時間が終了しております。（長尾(秀)委員「まだです、まだですよ」と呼ぶ）ああ、そう、済みません。

議事運営規則で決めたということです。それだけ聞いておきます。

かじめ非公開と決めること、自身がおかしいわけです。そんな経営委員会はあってはならないと思います。結果として非公開はあります、自身によって。そういうものだと思います。時間がないで、今後はそういう運営で行っていただきたいと思います。

それで、厳重注意の処分です。

糸井会長のときに一回あつたと聞いております。明確な基準があるのか、それから、厳重注意じゃない処分を行つたことがあるのか、あわせてお答えください。

○石原参考人 会長への注意には、明文化されたものがあるわけではありません。個々の問題について、その都度、経営委員会で議論して、判断しております。

考へております。

議事録を作成し、これを公表しなければならない。」の規定が追加されたのを受けて、同年、経営委員会で経営委員会議事運営規則を定めました。内容に関して政府に御確認いたくことはありません。

平成二十年施行の放送法改正により、放送法第四十一条の「経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。」の規定が追加されたのを受けて、同年、経

営委員会で経営委員会議事運営規則を定めました。内容に関して政府に御確認いたくことはあ

ります。

以上ございます。

○長尾(秀)委員 もう時間が来ましたので、放送法の目的にかなつていてるかということを最後、お聞きしたかったんですけど、こちらから一言だけ申し上げて、質問を終わります。

やはり、公共の福祉に適合すると第一条に規定されていますように、それを旨としてNHKは運

営されるべきである、執行部の側も経営委員会もそういう行動をとるべきであると思つております。直接経営委員会に訴える回路がある者だけがNHKに影響を及ぼし得る、可能性がある、こういう疑惑を抱かせたというのは、今回の非常に問題だと思いますので、今後はそういうことのないようにしていただきたいと思います。

経営委員会の同意人事の件もお聞きをしたかつたんですが、時間がないのでこれで終わらせていただきます。

○大口委員長 次に、岡本あき子君。

○岡本(め)委員 よろしくお願ひいたします。岡

本あき子でござります。

まずは、台風被害に遭われた犠牲になられた方、あるいは被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げたいと思いますし、総務省におかれましたので、消防庁を所管していらっしゃいます、そして各自治体のバックアップも全面的に行つていただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

この台風被害のことは後ほど伺わせていただきたいと思いますけれども、まずは、公職選挙法そして政治資金規正法を所管しているということでお、桜を見る会について伺わせていただきたいと思います。

糸井会長のときに一回あつたと聞いております。明確な基準があるのか、それから、厳重注意じゃない処分を行つたことがあるのか、あわせてお答えください。

○石原参考人 会長への注意には、明文化されたものがあるわけではありません。個々の問題について、その都度、経営委員会で議論して、判断しております。

考へております。

議事録を作成し、これを公表しなければならない。」の規定が追加されたのを受けて、同年、経

営委員会で経営委員会議事運営規則を定めました。内容に関して政府に御確認いたくことはあ

ります。

以上ございます。

○長尾(秀)委員 もう時間が来ましたので、放送法の目的にかなつていてるかということを最後、お聞きしたかったんですけど、こちらから一言だけ申し上げて、質問を終わります。

やはり、公共の福祉に適合すると第一条に規定されていますように、それを旨としてNHKは運

営されるべきである、執行部の側も経営委員会も

そういう行動をとるべきであると思つております。直接経営委員会に訴える回路がある者だけが

NHKに影響を及ぼし得る、可能性がある、こう

いう疑惑を抱かせたというのは、今回の非常に問題だと思いますので、今後はそういうことのない

ようにしていただきたいと思います。

経営委員会の同意人事の件もお聞きをしたかつたんですが、時間がないのでこれで終わらせていただきます。

○大口委員長 委員、申合せの時間が終了してお

ります。（長尾(秀)委員「まだです、まだですよ」と呼ぶ）ああ、そう、済みません。

議事運営規則で決めたということです。それだけ聞いておきます。

かじめ非公開と決めること、自身がおかしいわけです。そんな経営委員会はあってはならないと思

います。結果として非公開はあります、自身によって。そういうものだと思います。時間がないで、今後はそういう運営で行っていただきたいと思います。

それで、

総務大臣、過去にも大臣を経験をされたこともありますけれども、大臣御自身は、この桜を見

お答えください。

○高市国務大臣 総務省では、総務大臣、副大臣、大臣政務官含めて、政治家の推薦枠というものはございません。

○岡本(め)委員 高市議員御自身、政治家御自身、自民党的議員さんとしてということではいかがでしようか。

○高市国務大臣 これも、政調会長を務めていた期間がありましたけれども、このときも推薦枠と呼ばれるものではなくて、私宛ての一通の招待状を総理から頂戴をいたしました。

一議員としてございますが、これも、通告をいただいておりましたのでゆうべ秘書に確認をいたしましたら、自民党、与党から内閣府、政府の方に對して推薦をすることはあり得るということ

で、過去に数名、ほとんどが選挙区の方ではなく

関東の方なんですが、実績のあつた方のお名前、

住所を自民党本部にお伝えしたことはあるとい

うことでした。

ただし、私自身が、申しわけないのですが、過

去十年、ちょっと手術するまで足を悪くしてお

きましたので、桜の会そのものに、会場の中に入つたことがなくて、それらの方に案内状が届い

たかどうかというのはもう全く不明であるとい

ことございました。ごく数名、一組とか二組とか、そういう形のことはあったということでした。

○岡本(あ)委員 やはり、桜を見る会の趣旨からして、功績があつた方あるいは事務所として推薦に値する方、そういう方がいらっしゃるとすれば、それは、対象としてあること自体は否定いたしません。

総務省として、推薦枠という、人数それから推移といふものは、この間、実際、推薦をされた人數の推移などはありますでしょうか。

○横田政府参考人 お答え申し上げます。

総務省として、桜を見る会の推薦につきましては、毎年三百七十人から三百九十人程度の方々を推薦をしております。

○岡本(あ)委員 每年三百七十から三百九十、急

にふえたとか、そういうことはございませんか。

○横田政府参考人 お答え申し上げます。若干の変動はございますが、毎年同じ程度の方々を推薦をいたしております。

○岡本(あ)委員 一般的に考えられるものとすると、やはり各省庁、推薦をするというのは、ほぼ、前年を参考にして多少の増減、という範囲なのがなと思っております。

資料一、配らせていただいておりますけれども、参加人数が、この間、急激にふえてきていい。このことについては、残念ながら、各省庁といふよりは政治的な部分でふえてきたと疑いを持たれてもしようがない部分があるのでないかなと私は思っております。

資料の二の一のところに、実は行政文書ファイル管理簿というネットで公開されているのがござります。一昨年文書管理の規則が変わって、昨年の四月から、内閣府の方で、この桜を見る会の文書については一年未満の保存文書と規則が変わって、もう速やかに処分をされたと伺つております。一方で、総務省もそうですが、ここでいきますと、実は内閣府も昨年度の分ですね。なので、直

近の場合は処分をされたのかもしないんですか、そこではございません。

○岡本(あ)委員 今年度の部分については三年間保存で、この情報に値する方、そういう方がいらっしゃるとすれば、それは、対象としてあること自体は否定いたしません。

総務省として、推薦枠という、人数それから推移といふものは、この間、実際、推薦をされた人數の推移などはありますでしょうか。

○横田政府参考人 お答え申し上げます。

総務省として、桜を見る会の推薦につきましては、毎年三百七十人から三百九十人程度の方々を推薦をしております。

○岡本(あ)委員 每年三百七十から三百九十、急

にふえたとか、そういうことはございませんか。

○横田政府参考人 お答え申し上げます。若干の変動はございますが、毎年同じ程度の方々を推薦をいたしております。

○岡本(あ)委員 一般的に考えられるものとすると、やはり各省庁、推薦をするというのは、ほぼ、前年を参考にして多少の増減、という範囲なのがなと思っております。

資料一、配らせていただいておりますけれども、参加人数が、この間、急激にふえてきていい。このことについては、残念ながら、各省庁といふよりは政治的な部分でふえてきたと疑いを持たれてもしようがない部分があるのでないかなと私は思っております。

資料の二の一のところに、実は行政文書ファイル管理簿というネットで公開されているのがござります。一昨年文書管理の規則が変わって、昨年の四月から、内閣府の方で、この桜を見る会の文書については一年未満の保存文書と規則が変わって、もう速やかに処分をされたと伺つております。一方で、総務省もそうですが、ここでいきますと、実は内閣府も昨年度の分ですね。なので、直

とらせていただきたいんですけど、そこでは御答弁いたいたんですけど、ここではございませんか。

○三宅政府参考人 失礼いたしました。

溯及適用でござりますけれども、昨年四月以前の同等の文書、この取扱いにつきましては、内閣府が作成する行政文書の管理に関するガイドライン、こちらに関する解説集というのがございまし

たところ、それより前の部分については特段適用するというものにはなっていないというのが一点。もう一つ、ここに載っている情報といふのは現行の情報で間違いないのか。その点、二つお答えいただきたいと思います。

○大口委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○大口委員長 速記を起こしてください。

○三宅政府参考人 お尋ねの行政文書ファイリング簿、これにつきましては、公文書管理法に基づ

きまして、行政機関の長が公表しなければならないというふうに規定されているところでございま

す。各府省は、私どもが運営します電子政府の總理簿、これにつきましては、公文書管理法に基づ

きまして、行政機関の長が公表しなければならないというふうに規定されているところでございま

す。各府省は、私どもが運営します電子政府の總理簿、これにつきましては、公文書管理法に基づきまして、行政機関の長が公表しなければならないといふように規定されているところでございま

す。各府省は、私どもが運営します電子政府の總理簿、これにつきましては、公文書管理法に基づ

きまして、行政機関の長が公表しなければならないといふように規定されているところでございま

物と供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされる以外のものをと規定をされています。そこでなされるものと規定をされると、そこまでございます。

○赤松政府参考人 御答弁申し上げます。

○赤松政府参考人 御答弁申し上げます。

○岡本(あ)委員 個別はそうだと思います。

物と供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされる以外のものをと規定をされています。そこでなされるものと規定をされると、そこまでございます。

○赤松政府参考人 御答弁申し上げます。

○赤松政府参考人 御答弁申し上げます。

○岡本(あ)委員 個別はそうだと思います。

<p>も、責任をとつて辞職した政治家もございません。所管する大臣として、総理の現段階での説明、政府の対応で公職選挙上の疑いが晴れたと思われますでしょうか。</p> <p>○高市国務大臣 公職選挙法における解釈については、先ほど選挙部長が答弁したとおりでござります。</p> <p>私どもは、残念ながら、個別具体的な案件について実質的調査権を有しておりますので、予断を持つてお答えすることは差し控えさせていただきます。</p>
<p>○岡本(あ)委員 公職選挙法が適正に運用されるという立場ではないらっしゃると思いますので、ぜひ注視をしていただきたいなと思っています。前夜祭についてもちよつと伺いたいと思います。</p> <p>総理の説明では、各自がホテルに直接支払うという方法をとられたと聞きました。であれば、総理御自身あるいは安倍事務所のスタッフ御自身も、みずから、一人一人会費を払つたのかなど。ツアーパートicipant者は、十八歳未満は無料になつてしましました、案内を見ると。そうすると、十八歳未満のお子さんが参加した費用負担というのはどうだか、安倍事務所側で払われたか、これは公職選挙法違反には当然なりませんので、安倍事務所で払つていなければ、ホテルがみずから負担をしたということになると思います。当日の追加、ドタキャン含めて非常に不自然さが残らざるを得ないということを言わせていただきたいと思います。</p> <p>当曰、その前夜祭では、歌手の方がショードレステラーニーを披露したという報道もなされておりました。御本人もコメントを出しておられましたけれども、歌手との段取りも、ホテルが直接やつて、ホテルが主体でござります。</p> <p>総理大臣自身は、後援会の収支がなければ収支報告書に記載しなくてもよいのではとおっしゃつ</p>
<p>ておりますけれども、逆に、記載しなくてもよい事例というのはどういう場合を想定していらっしゃるのか、お答えいただけますでしょうか。</p> <p>○赤松政府参考人 お答えいたします。</p> <p>毎年十二月三十一日現在で、政治団体の会計責任者は、政治資金規正法上、政治団体の会計責任者は、毎年十二月三十一日現在で、政治団体の会計責任者は、政治資金規正法上、政治団体の会計責任者は、</p> <p>したがいまして、政治団体の支出、収入ということであれば、その収支報告書にその旨を記載していくべきことが必要があるわけでございます。が、政治団体の収入、支出でないならば、記載の義務はないものでございます。その判断基準は、政治団体の支出、収入に当たるかどうかということに尽きるかと考えております。</p> <p>○岡本(あ)委員 今申し上げたとおり、ホテル側の説明もお聞きしないとわからない状況にあることは、きのうの段階でも話が出ておりましたけれども、残念ながら、総理の二回の説明で疑惑が十分払拭されたとはとても言えない状況だということを指摘させていただきたいと思いますし、予算も年々増大をしている、そして、受託している業者も選定も不透明、文書も即刻廃棄。総理はちらりですが、内閣府挙げて権力者による便宜供与を助長させたと思われる仕方がない事案だと思つております。</p> <p>ここは総務の委員会ですので、直接内閣府の話ではございませんけれども、やはり、閣僚のお一人でもござります高市大臣も含めて、ぜひ、総理大臣のこの行動、行事の持ち方についてはやり過ぎだということを私からは指摘をさせていただきたいと思いますし、閣僚の一人として受けとめていただきたいと思いますが、コメントござりますか。</p> <p>○高市国務大臣 これは、私ども、先ほど申し上げましたとおり、実質的な調査権もございません</p>
<p>し、事実そのものを知り得る立場にございませんので、コメントのしようがございません。</p> <p>○岡本(あ)委員 高市大臣も閣僚の一人だということで、やはり今回、総理大臣主催の公的行事という部分の位置づけについて、あるいは予算をこれだけ年々増大させてきたということについては、重く受けていただきたいと思います。</p> <p>台風被害について伺わせていただきます。宮城県では、丸森町、ここは人口一万四千人、など、過疎地域指定の自治体が被災をしました。丸森町でいきますと、財政力指数は〇・二九七、地方交付税が一般会計歳入決算の四二%と、そもそも財政基盤が脆弱な自治体です。同様に、宮城県の大郷町も財政力指数〇・四、角田市も〇・四八。なかなか、日常の自治体運営についても、独立的には運営するのが非常に厳しい。しかも、丸森町は人口密度も五十人という、大変面積が広い中で、人口が厳しい地域でございます。ぜひ、総務省を挙げて、あるいは国を挙げて、こういう過疎地域こそもう一度再生が果たせるように力を注いでいただきたいと思います。</p> <p>まずは、対口支援、全国スキームの検証について伺わせていただきます。</p> <p>昨年からこの対口支援という運用が始まりました。災害が起きたときに自治体間でサポートしてくださるということで、期待も大きいですし、実際に、効果も一定程度あったと評価をさせていただきます。この検証がどうなつているのかといふところを改めてお聞きしますと同時に、相互応援協定、これは厚労省の所管になるのかもしれないの御指摘がございました。</p> <p>この人的支援に係る自治体間の協定でございまが、消防厅において、内閣府と協力をして、他の団体の協定書を参照できるデータベースを整備して、新たな協定締結の検討を支援しているところでございますので、これからも一層この協定の締結が進むよう、研修ですか講演会などのさまざまなお機会を捉えまして自治体に促して、充実に努めてまいりたいと思っております。</p> <p>○岡本(あ)委員 ありがとうございます。</p> <p>ぜひ、本当に、いつまた起きるかわからない、こういう昨今の状況になつておりますので、速やかに、アンケートと伺いましたけれども、検証を進めさせていただきます。</p> <p>今回の対口支援のルールでいきますと、県が被災自治体の状況を取りまとめて総務省に提出して、総務省がほかの都道府県を紹介してつないでいくという仕組みのようですけれども、なかなか、事業者が起きたと、県内広域に発災をしている場合、特に県自体もその把握に時間がかかるという点もございます。その把握をするための支援というところも今後必要なのかなと、私、宮城について思いましたので、ぜひその点も含めていただきたいと思</p>

います。

先ほど、罹災証明の発行を速やかにという話がございました。私、東日本大震災それから今回、経験をさせていただく中で、行政書士さんのスキルというのが非常に有効だということを目の当たりにさせていただきました。

罹災証明発行の補助というのは専門的にすぐでできるものだと思いますけれども、罹災証明が発行されたのにひもづいて、さまざまな行政サービス支援が受けられます。ところが、自分がどの支援の対象になつていいのか、なつていないのか、あるいはその申請をどのようにしたらいいのか、被災者の方になかなか届きにくい。届いても、自分がやり方がわからぬ、そういう課題、今なおたくさん見受けております。

こういう意味で、各省庁や部局は、縦割りの情報は提供してくださいますけれども、なかなか横通しで、あなたの場合はこれが必要ですよ、こういう申請できますよ、申請様式はこうですよ、そういう部分のスキル、業務というのがどうしても手薄になつています。

本来であれば、そもそも自治体の職員がしっかりとそれなりの人数を確保できてい、いざというときも職員で対応できれば非常にいいんですけれども、このことは別な場面で求めさせていただきますけれども、横通しのスキルを持つてゐるという意味でいきますと、この行政書士さん含め、まずは行政書士さんのことをお聞きしたいですが、専門的スキルの活用というのは必要なんぢやないか。そのためにも、あらかじめ一定程度協定を結ぶとか、そういうルールを決めておいた方がいいと思いますけれども、そういう御準備あるいは現行の対応はござりますか。お答えください。

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。

被災地において生活再建に向けた各種行政手続が発生することが想定される中、被災者の一刻も早い生活再建を実現するためには、各種手続を行う窓口の充実は必要不可欠であり、そうした窓口の運営に当たつては、業務に精通した行政書士の

協力が重要であります。

総務省では、このたびの令和元年台風第十九号の発生に当たつても、日本行政書士会連合会に対して行政書士の支援を要請するとともに、被災した各都県へ行政書士の活用について周知を行つたところであります。

今後も、災害時における地方公共団体との応援協定の締結の推進も含めた行政書士の活用について、日本行政書士会連合会と連携をとりながら進めてまいります。

○岡本(あ)委員 ゼひお願ひします。

罹災証明発行の補助の業務が今、現行見受けられておりますけれども、私が見るのは、やはり、行政サービス、どういうものが受けられるのか、

あるいはそのための必要な手続、どういう手続をとつたらいいのか、そういう部分でも十分スキルがあると思いましたので、ゼひ積極的な活用をしていただければと思います。

ちょっと時間の関係があるので、最後の質問を先にさせていただきます。

自治体に暮らす住民を救済して、一刻も早く生活を再建してなりわいを取り戻すことが、地方に再び元気を起こす大前提となります。総務省は、地方自治体行政の立場に立つて、厳しくしていくのではなく、特に先ほど申し上げましたとおり、宮城県内は過疎の地域が今回甚大な被害を受けています。もう一度自立て生きていける地域を再生することこそ災害からの復興だと私は信じております。

その意味でいきますと、やはり自治体の財政負担というのを軽減することは必須だと思つています。軽減どころか、自治体負担実質ゼロにする仕組みが必要だと思っております。特別交付税の措置、自治体負担の軽減を速やかに判断をして充実をさせていただきたいと求めさせていただきます。

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。

被災地において生活再建に向けた各種行政手続が発生することが想定される中、被災者の一刻も早い生活再建を実現するためには、各種手続を行う窓口の充実は必要不可欠であり、そうした窓口の運営に当たつては、業務に精通した行政書士の

の判断もござりますけれども、行革、行革の中で非常に人が足りなくなつてゐる。特に技術の仕事が、もう全く足りてない。

こういう現状に対して、行政職員のあり方、人の支援のあり方、財政支援のあり方について、ぜひ大臣にお答えをいただきたいと思います。

○高市国務大臣 今委員から、技術職員が足りないという御指摘がございました。この件につきましては、ちょっとまだ、これから予算編成のプロセスの中で明らかにさせていただくことになりますけれども、できるだけ地方の技術職員をふやしていきたいなということで現在検討中、指示をしていましたら答弁をさせていただきます。

それから、応援職員の派遣につきましては、ちょっとこれから中長期的な対応が必要になると

思いますので、ちょうどどきのうなんですけれども、全国の都道府県知事、そして市区町村長に対しまして、特に被災地への応援職員の派遣を要請するお手紙を私の名前で提出したところです。

それから財政支援ですけれども、御承知のとおり、台風第十九号に關しましては、発災後速やかに普通交付税の繰上げ措置をいたしました。さらには、予備費に計上されました災害廃棄物処理や中小企業グループ補助金など復旧復興事業に係る地方負担については、適切に地方財政措置を講じてまいります。特に、特別交付税措置を含めた地方交付税や地方債による地方財政措置を講じて、財政運営に支障が生じないようにしつかりと対応しております。

○岡本(あ)委員 ありがとうございます。

冒頭から申し上げてますとおり、もう財政再建団体どころじやないぐらい財政が逼迫するといふのが目に見えている状況の中で、やはり過疎の地域こそしつかり再生できる地方再生を目指して取り組んでいただきたいと思つております。

本来であれば、ちょっとと罹災証明のあり方等についても伺いたかったんですが、これはまた別な機会に質問をさせていただければと思います。

きょう、資料で、先ほど申し上げました丸森町の現状、私どもで調査をした資料をつけさせていただきました。赤線で書かせていただいたところを今回質問させていただきましたけれども、もう一度住民の方々が、生活を取り戻そうと懸命に頑張つていらつしやる方々を最大限支えるんだといふ姿勢を国としても発信し続けていただきたいと思います。

一度住民の方々が、生活を取り戻そうと懸命に頑張つていらつしやる方々を最大限支えるんだといふ大臣にお答えをいたさなければと思います。しかし、それを受けて総務省の文書管理規則で十年と定めており、それを受けて各課室がこういう定め方をしているわけですね。同じ役所の中で同じ文書について違う扱いがなされるというのはおかしいと思います。事務方にも確認しましたが、そのおりだとおっしゃっていましたね。

もう一度確認しますけれども、桜を見る会の被招待者名簿、実際に行つた方ですね、それからその前の選考案、基準が、今も、かかわつた各課

室には十年分が保存されているということでしょうか。

○高市国務大臣 桜を見る会についての情報でございますが、十年分きちんと保管されているということです。

○奥野(総)委員 これは今世間を騒がせているんですけれども、いろんな場で申し上げているんですが、ぜひ、せめて人数は、個人名がだめだというのなら、せめて毎年の総務省取りまとめる人の数について伺いたいんですが、どうでしょうか。これは通告していませんが、今出せるかどうか。

○高市国務大臣 每年的人数、済みません、先ほど資料を持っていたのを秘書官に返してしまいましたので、後ほど答えさせてください。

毎年三百七十人から三百九十人ということで、手元に、平成二十二年三百七十五人、二十三年三百七十一人、済みません、三百七十一人の平成二十三年は地震で取りやめ、平成二十四年は三百八十八人でしたが、ミサイル対応で取りやめ、二十五年は三百七十四人、二十六年は三百七十一人、二十七年は三百六十八人、二十八年は三百六十八人、二十九年は三百七十五人、三十年は三百七十一人、三十一年は三百七十五人ということでござります。

○奥野(総)委員 わかりました。

これは、だから、政府として全体として人数を出していくこと、ここではあれですけれども、改めて要請しておきたいと思います。

それで、もう一点伺いたいのは、総務省は栄典、表彰の中で桜を見る会を読んでいるんですが、一方で内閣府はそこで読んでいないというふうなふうですが、一年、あるいは実際の通知は一年未満、こういう言い方をしておられますね。これは、統一的な解釈というのはどこかでないですか。

例えば文科省が十年と言っていますし、大体多くの省庁ではこれは十年で整理しているようなんですが、そもそも、例えば法令協議とか、この法

案をつくるときに、桜を見る会について、あるいは榮典、表彰が何かということについて、きちんと各省間で統一的な調整がなされたんでしょうか。

○渡邊政府参考人 内閣府の公文書管理制度担当

先生御指摘の部分ですけれども、公文書管理制度に基づく施行令で定められて、それを受けまして、行政文書の管理に関するガイドラインというものが、更に細かくブレークダウンしたものを作成しております。

各府省におかれましては、公文書管理のこういった法律、政令に従いまして、また、ガイドラインを参照しつつ文書管理規則というものを定めていますが、具体的にどのような事務に関する文書がどの項目に該当して、保存期間を何年とするかと

いうことにつきましては、当該事務の性質や内容等に応じて、各府省においていろいろな事情があるうかと思いますので、そこは個別に判断されるべきものであるというふうに承知をしておるところでございます。

○奥野(総)委員 いや、でも、その省にしかない事務というんならわかるんですよ。だけれども、まさに榮典、表彰、園遊会なんかは例示されているから統一的な扱いになつていてるわけですよね。

この桜を見る会も、各省統一、まさに全省、ほとんどの省庁で推薦しているわけですから、同じ取扱いにすべきじゃありませんか。これは、行政の統一性の観点から問題じゃないですか。

まして、今問題になつているのは、肝心の内閣府が、政権の顔色を見て、一番大事な部分をあつという間に廃棄してしまう、これは私は大問題だと思います。

この点を指摘をして、次の質問に移りたいと思ひます、きょうは郵政の皆さんに前回に引き続いで来ていただいています。

前回質問し切れたかった、まず金融庁なんですが、きょうは郵政の皆さんに前回に引き続

て、この枠から漏れていかないように、たがをはめるという意味合いがあるうかと思いますが、個別の事務、確かに、共通な事務のように一見見えるものであつても、それぞれの省庁の置かれ立場、それから事務の内容、いろいろなものとしております。

○奥野(総)委員 今の言葉を私なりに解釈すると、例えば、総理の推薦については都合が悪いかなどに該当して、保存期間を何年とするかと

いうふうに思つております。

○奥野(総)委員 今は言葉を私なりに解釈するところも出てくると思いますので、そこは自由度を持たせておるということであろうかと思いますので、そこを各省きちんと判断していただければ

そういうふうに思つております。

○奥野(総)委員 いや、でも、その省にしかない事務といふんならわかるんですよ。だけれども、まさに榮典、表彰、園遊会なんかは例示されてい

て、この枠から漏れていかないように、たがをはめるという意味合いがあるうかと思いますが、個別の事務、確かに、共通な事務のように一見見えるものであつても、それぞれの省庁の置かれ立場、それから事務の内容、いろいろのものが、それぞれの省庁の関係で変なきゃいけないところも出てくると思いますので、そこは自由度を持たせておるということであろうかと思いますので、そこを各省きちんと判断していただければ

かつたことから、本年五月二十八日にかんば生命に対する報告徵求命令を発出し、全容の解明、それから根本原因、それから改善対応策について報告を求めてきたという経緯がございます。

○奥野(総)委員 二〇一七年十二月のかんば生命の調査というか取組がきっかけだということなんですね。だから、それの中で、こういう不適切な乗りかえがあるんじやないかということは指摘はしてきたということありますね、今うなずいておられますけれども。

○植平参考人 今回の契約乗りかえに関する問題については、本年の六月の下旬、外的的、お客様の御意向に沿わない、不利益を生じさせた可能性のある契約類型を認識をして、過去のデータの契約を抽出して、六つの類型で構成される十八・三万件を調査対象として今調査を行つております。

先ほどお話を出ましたように、募集品質全般について、二〇一七年の十二月に、品質向上に向けた総合対策をかんば生命としても策定をし、御高齢のお客様の御意向の確認の強化、契約継続を考慮した評価、手当制度の見直し、これを行つて

かんば生命において、二〇一七年十二月より、募集品質改善に向けた総合対策に取り組んでいたといふことを金融庁としては承知しております。

○渡邊政府参考人 引き続き答弁させていただき

社内のやりとりの中、乗りかえがあつたという

ことは把握しているわけですから、個々の事業をもう少しきちんと調べていれば、ここまで、二〇一七年ですから今から二年前ですよね。丸二年、事業が明らかになつてからは一年半ぐらい放置されていましたね。

ですから、もつと早くなぜ対応できなかつたかというのは、私は非常に疑問であります。N H Kに抗議するよりは、むしろ、きちんと正面からこの話に向き合つて対策を講じ、会社の側から公表があつてしまふべきじやなかつたか。非常に私は残念であります。

今、社内調査をやつておられるということなんですが、これは年内をめどとおつしやつていますが、年内に果たして終わるんでしょうか。そして、特定案件、中間報告六千三百二十七件、これからこうした不適切な営業に係る契約が、数ができる可能性はあるんでしょうか。特定事業以外の類型もあり得るんでしょうか。調査の進捗状況、それからめどについて伺いたいと思います。

○植平参考人　お答え申し上げます。

本年の九月三十日に、グループとしましては、御契約調査の進捗状況、今後の改善策についての中間報告を行わせていただいております。

本年の十二月末に、現在、グループ全社を挙げて全力で取り組んでおりますこの契約乗りかえにかかる特定事業調査の進捗状況として、一つは御意向確認の進捗、二つ目は契約復元等の御意向を有するお客様数及びその不利益の解消の進捗の状況、そして三つ目は法令違反等の可能性がある事業にかかる募集人調査の結果につきまして、直近の状況を最終報告として、特別調査委員会の報告も踏まえて、再発防止に向けた改善策を公表させていただく予定でございます。

もう一点、現在、中間報告として、法令違反等の可能性のある事業数、中間報告の場合には六千三百二十七件を御報告させていただいておりま

する見込みでございます。

ただ、お客様の方のお声を聞いて、ルール違反、法令違反の可能性のある事業の抽出を行つたわけでございまして、今後、募集人の調査を行いながら、最終的な形を明確にさせていただければというふうに思つております。

現時点において、特定事業と呼んでおりますこの六つの類型以外に類似のものが出てくれば、こられも特定をし、引き続き調査を行つていくという所存でございます。

以上でございます。

○奥野(総委員)　ふえるということなんですが、これは丁寧にやつた方がいいと思うんですね。しか、いろんな話が伝わってきてますが、もう一回確認しますが、年内に終わるんですかね。

○植平参考人　全部で十八・三万件の数字でござりますけれども、今後、お客様に御連絡をするんですけど、いざな話が伝わってきて、もう一度確認しますが、年内に終わるんですかね。

○植平参考人　お答え申し上げます。  
本年の九月三十日に、グループとしましては、御契約調査の進捗状況、今後の改善策についての中間報告を行わせていただいております。

本年の十二月末に、現在、グループ全社を挙げて全力で取り組んでおりますこの契約乗りかえにかかる特定事業調査の進捗状況として、一つは御意向確認の進捗、二つ目は契約復元等の御意向を有するお客様数及びその不利益の解消の進捗の状況、そして三つ目は法令違反等の可能性がある事業にかかる募集人調査の結果につきまして、直近の状況を最終報告として、特別調査委員会の報告も踏まえて、再発防止に向けた改善策を公表させていただく予定でございます。

もう一点、現在、中間報告として、法令違反等の可能性のある事業数、中間報告の場合には六千三百二十七件を御報告させていただいておりま

と思います。

○齊藤政府参考人　お答え申し上げます。  
ただいま先生御指摘のとおり、金融庁としては、かんば生命及び日本郵便に対し、本年九月十一日から保険業法に基づく立入検査を実施しているところでございます。

今回の件に関するさまざまな検証を現在行つてゐるところでございますが、具体的な検査終了時期について現時点で確定することを申し上げられる段階にはございません。その点は御了承いただければと思いますが、ただ、今先生御指摘のとおり、日本郵政グループが年内に調査完了のめどをつけてその報告をしたいというふうに申して

ることは重々承知しておりますので、そのような進捗状況も十分踏まえつつ、検査に対応してまいりたいと存じます。

○奥野(総委員)　これは、私は連動してまいり思つてゐるんです。目的は、違法、不当な行為がなかつたかというのが金融庁検査だと思いますし、会社の方の調査は、そういうことも含めて、もう少し広い、ガバナンスの問題であつたり、再発防止の問題であつたりすると存じますけれども、重なる部分もあると思うので、そこは連携をしていただいて、迅速に終わるように、しかし正確に終わるように、会社側にもお願いをしておきたいと思います。

前回、各社長にお願いをして、お願いをしてとあります。かつ包み隠さず、新しい類型が出てきたときは、新聞でいきなり書かれるんじゃなくて、先に報道発表するなり、しっかりと対応していただきたいと思います。

通常であれば、こういう不祥事が起きたとき

大臣としてどう思われますか。

○高市国務大臣　まずは、今逃げられてしまつては困りますので、不利益を受けた契約者の特定と権利回復、それから抜本的な改善策ということを考え、そこで、こういった改革をしつかり行つて、早急に検討していただかなければなりません。

これも、十月に、早急に検討して報告をしていただくようにお願いをしているところでございます。  
また、社長様方の進退につきましては、私に直接の権限があることではなく、取締役会があつて、それで例えば罷免をするというようなことが決まつたら、総務大臣がこれを認可しなければ効力を發揮いたしませんが、現段階で、例えば日本郵政株式会社などからそういうお申し越しがあれば、それで例えれば罷免をするというようなことがあります。

○奥野(総委員)　厳しいことを言うようなんですが、郵政事業はピンチなんですね。ピンチだから焦つてこういうことが起きたというふうにも言えるんですが、だからこそ、きちんと負けじめをつけて次のステップに移つていかなきやいけないと存じます。

朝日新聞によれば、民営化直後の二十兆円の売上げ、ちょっととこの数字が正しいかどうかわからぬんですが、二十兆円の売上げが今六割にまで落ちている、こういう数字もありました。これは、トップが経営責任をとる、ある程度区切りがついたところでトップが経営責任をとつてやめるというものが世間一般行われてのことなんですね。

確かには、シユーリングして、縮んできているのは間違ひないんです。郵便は毎年物数が減つてきておりまし、ゆうちょは低金利下で運用がままならない。かんばも、唯一希望の星だったかんばがこの件で当面新規の契約はとれないので、確かに中間決算はよかつたのかもしませんが、長い目で見た

ときに、非常に厳しいというふうに思います。

とりわけ深刻なのが、ゆうちょだと思つてます。

マイナス金利が続いたときに、本当にこれ以上利益が出るのかということですね。国債の運用、債券の運用で利益を出さなきやいけないんですが。今回ちょっと私がショックだったのは、いわゆるその他業務利益、これは外債で利益を出したというふうに理解していますが、外債の運用利益も縮小してきているということなんですね。

こういう傾向が続くと、早晚ゆうちは赤字になるんじゃないかと思うんですが、今後のゆうちょの見通し、マイナス金利が続くとした場合、これは多分マイナス金利は当分続くでしょう。そんな急に金利を引き上げるということにならないと思うんですよ。

ですから、この状況が続いた場合のゆうちょの見通し、経営の見通し、ずっと黒字でいられるのか、今の制度のままだったとして、ずっと黒字でいられるのか、あるいはどこかで赤になるのか。これは朝日新聞なんかにも早晚赤になると書かれていますけれども、いかがでしょうか。

○長門参考人 ただいまの奥野委員の御質問にお答え申し上げます。

二点あつたと思います。

一点目、朝日新聞の報道でございますけれども、十一月十五日、朝日新聞で、年約二十兆円から六割ほどにとどまるという記事でございますけれども、これは経常収益の項目でございまして、売上げの部分でございます。通常のゆうちょとか郵便であれば、いわゆる経常収益、純益の直前の数字なんですけれども、保険だけ保険料の売上げの数字が出ておりますので、大きく出ます。恐らく、報道としては、こういう大事件が起こっているので、物すごく落ちているぞというようなことをおっしゃりたかったのかなと思っておりますけれども、売上げの数字でございます。

私たち、パフォーマンスを見る数字、代替数字として一番大事なのは純利益と思つておりますし、連結ベースで見ますと、彼ら、二十兆という

のは二〇〇九年三月期でございますけれども、そ

のときの当期純利益、グループ全体で四千二百一十七億という数字でございます。昨年の収益が四千七百九十四億でございますので、いろいろ手を打つて、今はね返しているということでございま

すので、全体の手応えは、朝日新聞が言つているように、四割もダウンしているというようには感じてございません。

ゆうちょ、一番目に問題ございました。詳細はゆうちょ銀行の方からお答えさせますけれども、おっしゃるとおり、マイナス金利になつてきて、ゆうちょ銀行の全体の売上げですけれども、九

二・三%が二百兆の運用収益です。残り七%、八%が手数料収益でございます。融資はほとんどございません。

それで、二百兆を運用しているんですけれども、十二年前、民営化のときは国債が八八%ございました。日本の金利が落ちてきていますので、この日本の国債のシェアが今二六%ぐらいまで落ちてきています。この分全部外債に移つてい

るという状況でございます。三割を超えておりま

す。外国の金利も落ちてきているというので、今いろいろ運用の方は深掘りをしておりまして、いわゆるオルタナティブインベストメント、現状二・九兆円まで、三年前はゼロだったんですね

ども、ふやしてきておりまして、十分注意をして、利ざやの大きいところの方に注意してやってる。

幸い、自己資本比率がまだ一五%あるとか、八五%以上の資産はシングルA以上と、まだ若干、少し冒險できる余地もありますので、運用の方を深掘りしたいと思っております。

手数料の方は、一億二千万口座、ATM二万九千台、この辺を利用してもうちょっとふやしたい

ゆうちょ銀行の、二〇一八年度を初年度とする

三ヵ年の中期経営計画をつくりております。その当期利益についての計画を申し上げると、二〇一八年度は二千六百億円、二〇一九年度二千七百億円、二〇二〇年度三千八百億円の利益計画を掲げております。

現時点では、中期経営計画の折り返し地点ではございませんが、先日発表した二〇一九年度中間決算において、今年度は利益予想に対する進捗率が五三・六%になっております。全体として、おおむね計画どおりに進捗している状況でございます。

マイナス金利の継続により、銀行界全体として収益が累積的に下押しをする影響を受けておりました。厳しい環境であることは先生おっしゃつてい

るところです。厳しい環境であることは先生おっしゃついておりでございますが、適切なリスク管理のもとでのリスク性資産残高の拡大、非金利収益手数料です、の拡大、効率的な業務運営等、引き続き全社一丸で取り組んでまいる所存でございます。

以上でございます。

○奥野(総)委員 ちょっとと深掘りしたいんですが、時間がなくなってきたんですけど、今の話は将来の見通しがなかつたですね。ことは何とかという話だけれども、将来的な話はございませんでしたよね。

確かに金融界全体はそうかもしれないけれども、ゆうちょは、ほとんどが今、国債、外債の運用に頼つてゐるわけですから、貸付けもできないんですね。だから、ほかの銀行とは明らかに違うんですね。低金利下の影響をなお一層受けやす

い、そういう事業形態なんですね。だから、言葉は悪いですけれども、ここで改革をしないと、事業、郵政グループ全体がじり貧になるんじゃない

その前に一言言つておきたいのは、やはり、き

ちんとけじめをつけて、経営責任を明らかにした上で次のステップに進まなきやいけない、郵政の信頼を回復した上で次のステップに進まなきやならないと思います。

それを申し上げた上で、大臣に改めて伺います。が、今ままの制度でユニバーサルサービスを本当に確保できるか。もう一度制度を見直していく上乗せ規制とかそういうことも含めて、どう事業体であり得るのか。制度の見直しをすべきだと思いますが、大臣はいかがでしょうか。

○高市国務大臣 現行法は、もう奥野委員は十分御承知だと思ひますけれども、郵政事業のユニバーサルサービスにつきましては、郵政民営化法などによりまして、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社にその確保の責務が課されていますので、まずは両者でその責務を果たしていただきなればなりません。

総務省は、現行法令に基づいて、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の事業計画の審査などを通じて、ユニアーバーサルサービスが安定的に提供されるかを確認することでしたり、それから、今年度から郵便局ネットワーク維持の支援のための交付金、拠出金制度、スタートしております。今年度は二千九百五十二億円という交付金額でござりますので、こういったものを適切に運用することことで応援をしていきたいと思っております。

○奥野(総)委員 これは時がたつとだんだん厳しくなつていくんですね。今、将来のこと皆さんが語らなかつたけれども、だんだん郵政事業が厳しくなることは間違いないんです。ですから、早目にこの件、このかんばの件があるのはもうちょっとの不適切営業の件がしつかりけじめがついた段階で、制度の話をもう一度私は議論すべきだと思いますので、大臣に申し上げておきたいと思います。

三十万人の巨大企業ですから、職員の士気も下がつてきていますよ。夏の一時金だつて、このゆうちょのことが心配で上がらなかつたなんという話も私は聞いていますけれども、やはり、きちんとこの一度制度を見直さなきやいけない。

最後、石原委員長と森下代行にきょうお見えい

ただいています。

石原委員長、本当に疲れきまでございました。九年間ずっと経営委員長の任を、頑張つてこられた、あの枠体制のときもしつかり頑張つてこられたということあります、最後、画童点睛を欠くじやないですかけれども、今回の注意とうのは非常にわかりにくいと思います。上田会長も、この間質問したときには、監査委員は問題ないと言っていた、瑕疵がないと言つていたじやないかと。この何に瑕疵がないかというところが食い違ひなんですかけれども、どういう報告を監査委員がしたかというのが一つポイントなんですかとも、それは議事録がないのでわからないんですね。

だから、議事録の開示を改めて、この前も理事会協議で求めていましたが、改めて求めておきたいと思います。委員長、お願いしますね。

○大口委員長　はい。

○奥野(総)委員　その上で、最後、森下代行が鈴木上級副社長と面談されているんですが、これは

どういう経緯で決まつたんでしょうか。石原委員長の指示なのか、それぞれ伺いたいと思います。森下代行が独自の判断で会われたのか、あるいは森下代行が鈴木の指示なのか、など時間がなくなつてきたので、まとめて質問しますが、その上で、じや、今回の注意といふのは一体誰が主導して決めたのか。普通に考えると、これは経営委員会の中でも議論が割れたという話もありますから、誰か引つ張つていかないで、注意なんという話にはなかなかならないはずなんですよ。誰がこれを主導していったのか、どういう経緯で注意を持つていつたのかというのを

それぞれ伺いたいと思います。

○石原参考人　お答え申し上げます。

九月二十五日、昨年でござりますけれども、鈴木日本郵政の副社長と森下代行の面会がございました。これは、前の週に阪神高速道路の森下さんの秘書のところに電話があつたということでございまして、用件は知らされていなかつたが、会社関係

の仕事の話か、あるいは挨拶程度の内容だらうと思つてお会いすることにいたしました。二十五日の午前中に一人で面会して、そのときに、主として

ガバナンスがきいていないという話と、それから、いまだに二ヶ月間も回答がない、NHK側からですね、対応してほしい、こういう話であります。

森下さんは、私個人では対応できない、やはり

経営委員会に話をしてくれ、こういう話をされ

て、その後、五日付の文書が来たという経緯でございまして、私はその話を二十五日がちょうど

経営委員会の日でございましたので、森下さんが鈴木副社長とお会いになった後、森下さんからお伺いしました。これが最初でございます。

それから、十月二十三日の経営委員会で会長へ厳重注意をさせていただきました。これについては、経営委員の間でいろいろ議論して、情報共有、意見交換を行いました。その結果、経営委員会の総意として会長に注意を申し上げたということござります。

○森下参考人　お答えいたしました。

九月の下旬、先ほど委員長から御説明したとおり、鈴木さんから面会のお話がありました。阪神高速道路の方の秘書に電話がありましたので、私は仕事の話だろうということでお受けしたわけ

あります。が、お会いして、こういう話でしたので、先ほど委員長が説明したとおり、これは経営委員会の方に申し出ていたとくということでお願いだだきました。

○奥野(総)委員　時間が来ましたけれども、今回

の件はやはり森下代行の役割が大きかつたのかな

て初めて総務委員会で質問をさせていただきま

す。ありがとうございます。

今、奥野委員からも、NHKと日本郵政との関係について、先々週末、各委員からも質問がございました。

日本郵政幹部からの働きかけに応じる形で経営委員会がNHKに対して厳重注意を行うに至つた、この経緯について、非常にいろいろな報道がされて、さまざまな臆測を呼んでいる状況でござります。

私は、やはり何か疑いを持たれたときには、そのプロセス、経緯を全て明らかにして、行き過ぎや誤りがたとえあつたとしても、それを正してい

くということが正しい筋道であろうと考えております。情報公開というのはそもそもそういうものだと思いますし、こうして、国会がこうやって議論をすること自体もその国会の役割だと思つてゐるんです。

そういう意味で、石原委員長、退任も御決意されてゐるということござりますが、やはり後進の方にきちっとした道筋をつけた上で譲つていただく必要があろうかと思います。

NHKの信頼を回復するためにも、議事録の公開、議事経過だけでなく、議事録の公開をすべきだと思いますけれども、改めてお考えをお尋ねいたします。

○石原参考人　ことし十月の経営委員会で、経営委員会が会長に注意を申し上げた、このことの重要性、あるいは、視聴者・国民の関心が高まつて、経営委員会としての透明性という観点から、非公表部分を公表するのは極めて異例の対応でございますが、経営委員会の総意として議事経過を公表し、昨年三回の経営委員会の議事録に記載したところでござります。

経営委員会では、説明責任を果たすことは大変重要と認識しております。そしてまた、視聴者・国民の理解をいただけるよう、より一層透明性を確保していくということで考えていくとともにござります。

○重徳委員　議事録を公開するためには、議事経過を出したときにもそうだったように、委員の総意が必要なんでしょうか。もしそうであれば、委員長御自身が今すぐ決断することができないのであれば、委員の皆さんと相談して、委員の総意で公開してみてはいかがでしょうか。相談してはいかがでしょうか。

○石原参考人　お答え申し上げます。

ことし十月の経営委員会で、経営委員会が会長に注意を申し入れました。これは先ほど申し上げた点でござります。

しかし、非公表部分を公表するのは極めて異例の対応でござります。人事や個人のプライバシーに関する事項、あるいは率直な意見交換をすることがあります。

委員おっしゃいましたように、非公表の案件として審議したものについて、それを公表するに際しては、経営委員会の審議が改めて必要でござります。今回はその対応をとらせていただきました。

○重徳委員　この点は引き続き理事会などでも協議をいただきたいと思います。

さて、私はきょうは携帯電話の料金引下げ、菅官房長官が昨年八月に、携帯の通信料金、四割は値下げができるという発言に端を発して始まった一連の経緯について、現時点までの経緯について質問をしてみたいと思います。

携帯電話の通信料金が下がれば、もちろんこれはエーザーの一人一人の可処分所得がその分ふえますし、消費拡大にもいいことがあるでしょう。それからもう一つ、私がきょう、忘れてはならないというふうに指摘をしたいのは、通信料金だけじゃなくて携帯の端末も、今まで、やり方はと大きくとして、安く売り出していたものだから、みんな買いかえるし、新しいものが出来ば買うし、こういうことが可能になつてきたんだろうと

いうふうに思ひます。

この点を余り考えずに、この間の電気通信事業法改正に基づいて、あくまで携帯端末は携帯端末だとやつてはいるが、結局、携帯端末の価格が高くなりして、せつかく5Gというサービスが来年春にスタートするにもかかわらず、その恩恵を受けられることができる人が少しづつしか拡大しない、あういうことも危惧されるんです。が、前提として、高市大臣にお尋ねいたします。

5G対応の携帯電話が普及する、しっかりと迅速に普及することに期待されているでしょう。そして、期待どおりになつたときに、どのような社会の変化というものに期待されているでしょうか。

○高市国務大臣 5Gは、超高速大容量、超低遅延、それから多数同時接続といった特徴を有して

おりますので、かなり幅広い産業への応用が期待

できると思っております。

特に、スマートフォンを利用したサービスとし

ては、例えば、農業の分野では、遠隔から農場や

作物の状況を詳細に把握することができるよう

なりますし、鳥獣害対策などでも活用できる考

えます。それから、観光やエンターテインメント

の分野では、観光地やスタジアムの様子を遠隔で

もさまざまな視点から臨場感のある映像で視聴が

できるというようになると思いません。

総務省としては、これからもつとまざまざ

まな使い方のアイデアは出てくると思うんですけど

れども、日本全国でそのサービスを活用できます

ように、5Gのインフラ整備にしつかり取り組んでまいります。

○重徳委員 大変期待が高いし、今のはほんの一

例にすぎないとつてもいいぐらいだと思いま

す。多くの日本国民が期待している5Gサービス

だと思います。

電気通信事業法が改正されて、十月一日から施

行されました。これは、公正で透明な競争環境を

つくつしていくようなことが目的だと思いま

す。具体的には、携帯端末、通信料金がセットで

販売されることは禁じられる、分離されるという

ことですね。

それから、セット販売の場合の端末

代は、値引き幅は現時点で二万円に限定される。

それから、乗りかえるときの違約金、これも今ま

で高い金額、九千五百円に設定されていたのが、

千円にまで引き下げることで、乗りかえやすく、

そこで、高い通信料金を原資としてスマホ料金

を、携帯端末販売価格を下げる、こういうことは

だめだということになったので、通信料金が結果

的に安くなるだろう。

こういうようなことなんですが、こういう狙い

だという法改正だったわけですが、今のところ、

その狙いどおりの動きがすぐに見られるという状

況にはないと思うんですけれども、大臣、どのよ

うにお考えでしょうか。

○高市国務大臣 改正電気通信事業法の内容につ

いては、今委員が御紹介いただいたとおりです

で、答弁を避けます。

目的としては、通信料金と端末代金の完全分

離、それから、行き過ぎた用い込みの是正といつ

た措置を講じることでございます。

さらに、端末を特定の事業者のみで使用可能と

するSIMロックにつきましては、端末購入時に

即時に解除するという方向でガイドラインを見直

すこととしました。十月にこの意見募集を行つて

おりましたので、何とか十一月中めどで改定の予

定です。

これによりまして、利用者は通信料金と端末代

金それぞれを単独で比較できる、選択できるとい

うことになりますから、さらに、他の事業者への

乗りかえも容易になりますので、結果として、競

争の進展を通じて通信料金と端末代金の両方の価

格が下がるということを期待いたしております。

事実、この改正電気通信事業法を踏まえまし

て、各携帯電話事業者の動きを見ますと、ソフト

バンクで期間拘束つきプランの廃止、また、ドコ

モ、KDDIで期間拘束つきプランの違約金の引

下げ、また、ドコモ、KDDI、ソフトバンクで

期間拘束がないプランの料金水準の引下げという

ことがあります。

うか。

消費者庁さんからまずお願ひします。

○小林政府参考人 お答えいたします。

携帯電話端末の販売につきましては、実際のブ

ランの内容が広告から受ける印象と異なるよう

なことがござりますけ

れども、事業者間で競争が働く仕組みというのを

確保して、低廉でわかりやすい料金、サービスの

実現に努めてまいります。

○重徳委員 三万円から四、五万円ぐらいです

ね、五万円ぐらゐの価格帯のものが少し売れつつ

あるということですが、これは裏を返せば、今ま

で、いわば本当に欲しかったアイフォンが高く

なつちやつたものだからといふことも大きいので

はなかろうかというふうに考えます。

その一方で、きょう資料でお配りしております

けれども、ソフトバンクとKDDIは、実は、

ちょっと工夫を凝らしてといふか、マスコミに

よつては法の網をかいくぐつてといふような書き

方もされておりますけれども、それぞれ「トクす

るサポート」「アップグレードプログラムDX」と

いうプログラムをスタートさせております。これ

は、ただ、問題があるということで、政府の方か

らいろいろと指摘をされているといふうに報じ

られております。

この「トクするサポート」、ソフトバンクのサ

ーピスは、もともと「半額サポート」という名前で

始めようと思っていた。これは総務省もお墨つき

を一旦は与えていたといふうにも聞いております。

ですが、問題があるといふことを、総務省は

後で聞きますけれども、消費者庁からも言われ

て、名前を変えたり、その他、KDDIはこの右

から左に移行したわけですよね、名前もちょよと

変わつたのかな、DXからNXに変わつたよう

でありますけれども。

こういう、二十四ヵ月で一旦端末を返却すれば

実質半額で買えますよ、携帯を買えますよといふ

サービスをある意味せつかく考へた、思つては

のに、そこに対しても水を差すような対応といふ

うにも見られるようなことをなぜとつたんでしょう

うか。

名前だけではございませんけれども、この「半

額サポート+」等の新しい端末販売のプログラム

につきましては、先生お配りの資料にもございま

すように、半額といふことを強調していながら、

その他の条件、例えばプログラム利用料がかかる

とか、二十四ヵ月後に端末を、新しいのを購入す

るとともに返却するとか、その他の条件がござい

ますので、こういったことを消費者がよく認識で

きているかどうかということに懸念があつたもの

ですから、消費者に対する、よく気をつけましょ

うという注意喚起をしたといふことだございま

す。

○重徳委員 とりあえずお聞きはいたしましたけれども、時間もないのに、総務省の谷脇局長にお伺いしたいと思うんです。

これは、確かに、ルールをしつかり見ていくと、いろいろと問題があるみたいなことを、役所側からも指摘すべき点が少なくとも表示についてあるということがあります、結果として、まだ通信料金もそんなに下がっていない段階で、携帯端末を二年分、二年分というか約半額で購入できるプログラムがこの両社から提示されているにもかかわらず、これができなくなつちやうというような状況に追い込んでいるというのは、何のためにやっているのかなと感じるわけです。

最初にお聞きしたように、5Gの環境に対応できる携帯が広く普及するというのは、これは物すごい社会的インパクトがある話であって、通信料金ももちろん少しづつ下がつていつたらいですけれども、しかし、携帯が高ねの花になつてしまつたら普及しないじやないか、こう思うけなんですね。

どうでしようか。総務省としては、消費者庁と一緒に通知を出したりなんかされていますけれども、どうしていきたいですか、この端末の価格帯について。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。  
改正電気通信事業法の一つの大きな目的は、委員も御指摘のとおり、通信料金と端末代金というものを完全に分離することによって、通信料金のマーケット、それから端末市場それぞれにおいて、競争圧力を通じてそれぞれの料金、代金といふものを引き下げていくところに狙いがございます。

このうち、端末代金でございますけれども、從来は、通信事業者による通信料金を原資として大幅な値引きを前提としておりましたために、端末市場における競争が働くかず、端末の標準販売価格が高どまりしがちであったといふ点がございました。完全分離することによりまして、通信料金

を原資とした端末の値引きが困難となり、メー

カーの卸値や通信事業者の粗利に対し引下げ、縮減圧力が働き、端末の標準販売価格自体が下がることを期待しております。

総務省といたしましては、今般の改正法の施行前後の通信サービスあるいは端末市場の動向につきまして、今後とも定期的に評価、検証を行いまして、必要があれば速やかに所要の措置を講じてまいりたいと考えております。

○重徳委員 現時点では、大幅な、端末代あるいは通信料金が引き下がつていらないわけなんですか

れども、これは、結論を言うと、楽天が今のところ本格参入できていないことが最大の要因だといふふうに思っています。

いろいろと楽天も苦労しているみたいでけれども、特に三大都市圏における基地局というものが、三千四百三十二局つくる予定だったのが、ど

うでしようか、きょう時点ではわかりませんけれども、十月の頭ではまだ半分ぐらいか達成できていないというような状況だと聞いております。

樂天を参入させない限り、なかなか思ったようになります。

に法改正の目的を達成できないと思うんですけども、これについて総務省は、自助努力で頑張れと言ふ以上に、世界各国を見るといろいろなやり方で、三社だけじゃ寡占状態で、これはイノベー

ションのジレンマとか言ふらしいんですけれども、何か、これ以上イノベーション起こすと自

分たちが損をする、だからこのままでいよう、こ

ういう状態にとどまつておりますので、そこに、

樂天、四社目を何としてでも参入させたいといふ思ひが総務省からにじみ出ているようにも感じますが、このあたりはどのよくな姿勢で今おられるんでしようか。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。  
携帯電話のマーケットでござりますけれども、電波は有限希少の資源でござりますので、どうし

ても参入者の数については限りがござります。そ

ういった意味では、寡占的なマーケットであると

そういう中で、いわゆる設備競争を促すとい

う観点から、昨年四月に新たに周波数を楽天モバ

イルに認めたわけでございまして、設備競争を促進していくということになろうかと思います。

いずれにしましても、携帯電話事業者間の公正な競争が一層進展して、利用者が多様なサービスを低廉な料金で利用可能となることが何よりも重要だというふうに考えております。

委員御指摘の楽天モバイルでござりますけれども、御案内のとおり、十月一日から無料の試験的サービスの提供を開始しております。

三月に提出された計画に比べましておくれが見ら

れましたため、八月に総務省から、基地局整備の確実な実施等を求める行政指導を文書で行つております。

樂天の開設計画では、本年度末までに、委員御指摘のとおり、三千四百三十二局の基地局を開設することになつておりますけれども、今月十八日の時点での開設が確認されている基地局数が二千三百二十四局となつております。

総務省といたしましては、樂天モバイルにつきまして、携帯電話事業者としての社会的な責任を踏まえながら、ネットワーク基盤の整備を着実に進め、早期の本格的なサービスの提供に向けて取り組んでいただきたいというふうに考えております。

總務省としまして、八月の行政指導を踏まえまして、現在、毎月、取組状況を総務省に対して報告するよう求めておりまして、引き続き、樂天モバイルの取組状況につきまして確認をし、必要に応じて所要の措置を講じてまいりたいと考えております。

樂天モバイルに限つてということではございませんけれども、一般的に、携帯電話事業者について、例えば条件不利地域などでネットワークを整備する。これはコストもかかるところでございまして、あくまで一般論として申し上げますと、こうした条件不利地域でのネットワーク整備等につきまして、政府の政策的支援、これはこれまでも行っておりますし、今後とも拡充をしていくことが必要であろうかというふうに考えてございます。

○重徳委員 いや、時間のようですので、ここま

でとします。  
ありがとうございました。

樂天は、なかなか状況が厳しくて、今の基地局の話ももちろんありますけれども、そもそも三大都市圏以外はKDDIからローミングということ

で、その費用も結構高額じゃないか。それから、去年取得した周波数帯も、他の大手三社がとつて

いるプラチナバンドというんですか、そういう優遇されたような周波数帯に比べると……

○大口委員長 重徳君、時間が来ておりますので、最後にお聞きしたいと思います。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。  
比べると、ちょっと厳しい電波しか割り当てられていない。

こういうことに対する、電波の割当とか基地局設置について、もう一段優遇していくみたいなことをやっていくということは考えられないんでしょうか。これを最後に。済みません。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。  
樂天モバイルにつきましては、他の携帯電話事

業者と同様に、携帯電話基地局あるいはネットワークの整備について開設計画というものを出しまして、これを総務省として認定をしていてくださいます。したがいまして、通信事業者としての社会的責務を果たす観点から、この開設計画に基づいて着実に基地局の整備を進めていただ

ります。

樂天モバイルに限つてということではございませんけれども、一般的に、携帯電話事業者について、例えば条件不利地域などでネットワークを整備する。これはコストもかかるところでございまして、あくまで一般論として申し上げますと、こうした条件不利地域でのネットワーク整備等につきまして、政府の政策的支援、これはこれまでも行っておりますし、今後とも拡充をしていくことが必要であろうかというふうに考えてございます。

○重徳委員 いや、時間のようですので、ここま

でとします。  
ありがとうございました。

○大口委員長 次に、本村伸子君。

○本村委員 日本共産党的本村伸子でございます。

どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

まず冒頭、この委員会、本日は、一般質疑、そ

して議員立法が二本ということで三階建てになつ

ております。こうした乱暴な委員会運営はぜひや

めていただきたい、今後ないようにしていただき

たいということをまず強く申し上げておきたいと

いうふうに思います。

きょうは、会計年度任用職員の問題、そして日

本郵政グループの視覚障害者の方々への合理的な

配慮の問題、そしてかんばり不正、N.H.K.の問題を

質問をさせていただきたいと思います。

まず、会計年度任用職員の問題ですけれども、

地方自治体で働く非正規の方々が、来年四月から

会計年度任用職員制度ということでスタートをい

たします。今問題になつておりますのが、多くの

自治体で、手当を支給するということに伴つて、

月給の方は引き下げるという案が提示をされてい

るわけでござります。

私の地元の愛知県内でも、名古屋市の場合、月

四万円マイナスになるケースがござります。豊橋

市でも月四万円減るという提案がありまして、こ

うした規模が大きい自治体でも、月給を引き下げ

て手当を支給という提案がございました。

先日來、西日本新聞でも一面で報じていただきました。

ように、近畿よりも西の自治体でもマイナスの提

案が相次いでおります。これはもう全国的な傾向

だというのは明らかだというふうに思います。

制度改正の審議の際に、私ども日本共産党は、

この改定案では臨時、非常勤の皆様方にとつて抜

本的な待遇改善にはならないんだ、かえつて身分

がえで条件が悪くなるおそれがあるということを

指摘してまいりました。それに対し、趣旨は待

遇の改善なんだということを高市大臣も、當時大

臣でいらっしゃいましたので、繰り返し答弁され

ておられました。総務省は繰り返しスマニユアルな

で指導助言をしているわけですけれども、それ

でも月給を下げるという状況がござります。

総務省、大臣は、この危機的な状況を認識して

おられるのかという点、そしてどうやつて対応して

ていこうとされているのかという点、お示しをい

ただきたいと思います。

○高市国務大臣 委員がおっしゃいましたとお

り、前回総務大臣だったときに、目的としては、

臨時、非常勤の職員の方々の適正な任用、勤務条

件の確保を図るということから、この総務委員会

の委員の先生方にも御指導いただき、御尽力をい

ただきながら、この会計年度任用職員制度を創設

したわけです。

いよいよ令和二年四月一日から施行ということ

になるんですけれども、先ほど委員がおっしゃつ

たように、総務省が発出した事務処理マニュアル

がござります。類似する職務に従事する常勤職員

の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職

務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験など

の要素を考慮して定めるように助言いたしております。

こうしたマニュアルの趣旨や各地方公共団体の

実情などを踏まえた上で給料や報酬を決定した場

合に、結果的にその水準が変動することはあり得

るものではござりますけれども、財政上の制約の

みを理由に、新たに期末手当を支給する一方で、

給料や報酬を削減することは適切ではございません。

こうなつてはいるのも、愛知県内の自治体でも、

やはり総務省が財源確保についてしっかりと示し

ていない、このことが理由にされているわけがござります。ですから、やはり、しっかりと財源は

確保するんだということを明言していただきたい

と思います。月給や基本給を下げずに手当を出す

場合でも財源はちゃんと確保するということを明

言していただきたいんですけど、大臣、お願

いしたいと思います。

今、地方自治法がござりますので、助言をする

ことしかできませんけれども、各地方公共団体に

おいて適切な給与決定が行われるように、引き続

き助言を行つてまいります。

○本村委員 事態は大変深刻でございまして、近

畿のある自治体では、非正規の保育士の時給を下

げるという提案がございました。月給にすれば二

万円から四万円の引下げの提案で、職員組合の皆

様方が当事者の方々にアンケートをとりました

ら、回答者の七割が賃下げならやめるというふう

な回答をしたわけでござります。それで慌てて撤

回をしたわけですが、それでも改善にはほ

ど遠い提案しか出でこなかつたということになりました。

豊橋市でも、嘱託の方三百人に労働組合の方々

がアンケートをとりましたら、四分の一の方がや

って、ただでさえ少ない月々の給与を下げられ

たらもう生活できないという声が、圧倒的当事者

の方々の声でござります。

条例の制定の期限だけ意識してしまつて、当事

者である職員団体ですとか現場の職員の声を聞か

ないままマイナス改定の提案を行つて、ごり押し

がござります。そういう自治体もござります。そういうところでは、十二月を過ぎて、知らない間に、引下げ

が決まつたからといって、現場に知らされたらどう

うなるのか、人がやめてしまつて行政サービスが

成り立たなくなつてしまつてということになつてしま

ります。そういう自治体が出てくるのではないかと

いふと大変懸念をしております。

こうなつてはいるのも、愛知県内の自治体でも、

やはり総務省が財源確保についてしっかりと示し

ていない、このことが理由にされているわけがござ

ります。ですから、やはり、しっかりと財源は

確保するんだということを明言していただきたい

と思います。月給や基本給を下げずに手当を出す

場合でも財源はちゃんと確保するということを明

言していただきたいんですけど、大臣、お願

いしたいと思います。

先ほども話をいたしました、全体で月給を下げ

るという話がありまして、でも手当はもらえない

ということになつたら、こういう方は、もう収

入も減つっていくわけがございます。

総務省に伺いますけれども、この十五時間三十

番、早い時間と遅い時間だけやつてくださるよう

な、大変重要な役割を果たしてくださっているん

ですけれども、早番と遅番だけだからといふこと

で十五時間三十分にはならない、そういう方々も

いらっしゃいます。

先ほども話をいたしました、全体で月給を下げ

るという話がありまして、でも手当はもらえない

ということになつたら、こういう方は、もう収

入も減つっていくわけがございます。

総務省に伺いますけれども、この十五時間三十

番の線引きについて、必ずしも線引きしなければ

ならないというわけではないと思いますけれども、

その点、確認をさせていただきたいと思います。

お答えいたしました。

○高市国務大臣 先般も全国知事会がございました

たし、これから十二月に向けまして、地方六団体

などの会議、多数私も出席をするわけでございま

す。その中で、もう既に申し上げてはいるのです

が、会計年度任用職員制度の施行に伴い必要とな

る経費については、地方財政計画に計上すること

により、適切に財源を確保してまいります。

○本村委員 財源を確保してまいりますというふうに言わされました。しつかりと必要な財源の十分な確保、これは附帯決議にもございますので、ぜひ十分な財源の確保をやつていただきたいというふうに思いますが、委員お尋ねの点につきましては、これはマニュアルの中でも、國家公務員の非常勤職員に係る取扱い等を踏まえまして、通知又は事務処理マニュアルにおきまして、一つの例として、週当たり十五時間三十分未満の勤務時間の会計年度任用職員に

対しましては、期末手当を支給しないことも想定されるという旨をお示しをしたところでございました。

全体としては、会計年度任用職員への期末手当の支給の対象となる勤務時間につきましては、國家公務員の取扱いも参考しながら、一方で、他の会計年度任用職員との権衡にも十分留意の上、各地方公共団体の実情等に即して、各団体において適切に判断されるべきものというふうに考えております。

○本村委員 もう一つ、勤務時間についても確認をさせていただきたいと思います。

例えば、非常勤講師の方は、実際には、授業のこま以外の時間にも、授業準備、試験の採点や待機の時間など、勤務をする時間がございます。

当たりの勤務時間という場合、職務を遂行する上で現に勤務をする時間を勤務時間と見るべきだと思いますけれども、総務省の見解、伺いたい

○大村政府参考人 お答えいたします。

会計年度任用職員の勤務時間につきましては、総務省の方で発出をいたしました事務処理マニュアルにおきまして、「会計年度任用職員の任用に当たっては、職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定することが必要」とい

うことを助言しているところでございます。

私どもとしては、各地方公共団体において適切な勤務時間の設定が行われるよう、引き続き助言してまいりたいと考えております。

○本村委員 十五時間三十分での線引きはやめるべきだということを強く申し上げたいというふうに思います。

次に、臨時、非常勤職員の同一労働同一賃金について伺いたいというふうに思います。

先日、公立学校の常勤講師の方の給与についてお話を伺いました。ある自治体では、常勤講師の方の職務内容、責任などが正規の教員と全く同じであるけれども、給与が一級下の講師に格付けられているということございました。常勤職員と同等の職務の内容や責任を有するけれども、給与の格付けが違っているということでございました。

職員と同等の職務の内容や責任を有するけれども、給与の格付けが違っているということでございました。

臨時の任用は、このようなケースは不適切ではないかと思いますけれども、確認をさせていただきたいと思います。

○大村政府参考人 お答えをいたします。

臨時の任用職員につきましては、任用は臨時であります。

ありますけれども、勤務は常時勤務をする職であると位置づけてありますので、その給料につきましては、地方公務員法の職務給の原則等を踏まえます。

基準に基づきまして、学歴免許等の資格や経験年数を考慮して、適切に決定する必要がございます。

常勤職員と同等の職務の内容や責任を有する場合には同じ格付することが適当であると考えております。

このような考え方につきましては、今年度も各種会議やヒアリング等の場において、繰り返し地

方自治体に対して助言をしているところでございまして、今後とも、各地方公共団体において適切な給与決定が行われるよう、引き続きしっかりと助言してまいりたいと考えております。

○本村委員 文部科学省にもお伺いをしたいといふふうに思います。

正規の教員の方々と同じ職務を担う教員は同じ給与格付という職務給原則は、公立学校の教員にも当てはまりますねということを確認させていたいと思います。

がないようにということで附帯決議も出されておりますので、現場の処遇改善に実際につながるよう、総務省としても緊急に全力を挙げていただきたいということを強く求めておきたいというふうに思います。

次に、日本郵政グループの視覚障害者の方々へお対応についてお伺いをしたいというふうに思いました。

愛知の視覚障害者協議会の皆様方から、こうしたお声をいただきました。今まで無料だった会費の振り込みされたことがわかる明細通知が、来年度から有料、一件当たり百十円になる、インターネットなら無料だと言うけれども、視覚障害者は困る、会費が八百円、そこから手数料を取られたら会の運営が困難になるというお話でございました。

愛知視覚障害者協議会の皆様方は、駅にホームドアをつくらせたり、視覚障害者の方々の社会参

加と平等、全面参加を進めるために、声を集めて届ける大変貴重な活動をされておられます。

振り込みの明細通知が有料になつたら困るという声は、愛知だけではなく、大阪の視覚障害者の方からもお話を伺いました。また、全国の視覚障害者の方々が困るということで、きのうも、手をつなごう全ての視覚障害者全国集会の皆様方も希望をされておられたというふうにお伺いをしております。

視覚障害者の方が困るようなことがあつてはならないというふうに思います。紙の通知も、視覚障害者の方を始め、インターネットでは使いづらいといふふうに思いますが、紙の通知も、それが合理的な配慮を始め、障害者の方々への合理的な配慮が後景に追いやられてしまつてはいるのではないかということを懸念しております。当事者の方々

最優先になつていて、障害者の方々への合理的な配慮が後景に追いやられてしまつてはいるのではないかということを懸念しております。当事者の方々

の視覚障害者の方々が困るようになつたら困るといふふうに思いますが、紙の通知も、それが合理的な配慮を始め、障害者の方々への合理的な配慮ができるようになりますけれども、これは日本郵政グループ全体としてやつていただきたいと思います。お願ひいたします。

○本村委員 ありがとうございます。

視覚障害者の方にそういう情報がすぐ届くようになります。

日本郵便の配達についても、視覚障害者の方、荷物を届けられたんですけど、どこに置いてくれたかわからぬというような配達の仕方であつたというお声も聞いております。

また、郵便局に行きますと、点字郵便物ですか特定録音物等郵便物、重さ三千円以内は無料の第四種郵便ですけれども、これを知らない郵便局員の方々も、何回も行っても知らない郵便局員ばかりというお話もお伺いしましたけれども、これは、各地で問題が起きております。

今、日本郵政グループ、ノルマですとかもうけ最大限になつていて、障害者の方々への合理的な配慮が後景に追いやられてしまつてはいるのではないかということを懸念しております。当事者の方々

でないとなかなか気づかないこともあります。

視覚障害者の方々始め、障害者の方々と定期的に懇談をし、きめ細かいサービス、合理的な配慮ができるようになりますけれども、これは日本郵政グループ全体としてやつていただきたいと思います。お願ひいたします。

○長門参考人 ただいまの本村委員の御質問にお答え申し上げます。

大変貴重な御意見でござりますので、ぜひ、私ども、きちんとそういう対応ができるように今後もやっていきたいと思っております。

○池田参考人 池田でござります。

ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

目の不自由なお客様に対しては、従来より、振替受払通知票の内容を点字で印刷し、郵送するサービスを無料で提供しています。先生おつしやるおりでございます。このサービスを御利用いたければ、来年四月以降も引き続き無料で送れる郵送による通知を受けることができるということがあります。

料金を、今おつしやいましたけれども、低廉な水準に設定したり、障害をお持ちで外出が困難なお客様にはできる限り郵便物の集荷に応じるなど、障害をお持ちのお客様の御利用にも配慮しながら商品、サービスの提供を行つてまいりました。障害者団体と折に触れ意見交換等もさせていたたいておりまして、今後も、障害をお持ちのお客様等の御意見に耳を傾けながら、継続的に商品、サービスの提供の方法について検討してまいりたいと考えてございます。

○本村委員 ありがとうございます。  
障害のあるお客様への対応も、私どもの大事なミッションであると考えてございます。御示唆も賜つて、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

○本村委員 ありがとうございます。  
次に、かんば不正、NHKの問題についてお伺いをしたいというふうに思います。  
放送法五十一条は、会長は、協会を代表し、その業務を総理するというふうに規定をしております。しかし、それは個別番組の内容を全て差配するというものではないと思います。  
上田会長は国会でNHKの編集権について答弁をされておりますので確認したいと思うんですけども、上田会長、以前に、NHKで編集権行使する権限は放送法の規定に基づいて私、会長にあります。が、実際の業務運営については放送部門の最高責任者である放送総局長が分掌しております。そういうような御答弁、ありますけれども、今もそういうお考えということでよろしいでしょうか。

○上田参考人 お答えいたします。

放送法五十一条の規定から、NHKの番組制作と編集の最終責任は会長にあり、実際の業務運営においては放送総局長に分掌いたしております。そのもとで、個々の番組の編集内容につきましては、その都度、放送法や国内番組基準、放送ガイドラインに基づき、各番組の担当責任者が総合的に判断をいたしております。

○本村委員 ありがとうございます。

日本郵政の鈴木副社長は、チーフディレクターにしておりますけれども、昨年八月三日、NHKの大企画開発センター長から日本郵政の広報部長に対して、電話でNHKの見解を伝えておられます。NHKの番組作成、編集の最終責任者は会長であることは放送法に規定されている、その上で、個別の番組に関しては、その権限を分掌しているんですけれども、上田会長に改めて確認をかわる点について回答しているというふうに伺つておきます。

この大型企画開発センター長が行いました対応は、放送法に基づく監査委員会も、瑕疵があつたと認められないと言つておられるわけですから、当然ながら瑕疵はないですね。この対応について。

○上田参考人 お答えいたします。

当時、大型企画開発センター長は、郵政側への取材を続けていくために、報道される当事者の指摘には真摯にかつ丁寧に対応する必要があると考え、日本郵政の広報部長に電話でNHKの番組の編集権についての見解を説明したと聞いております。現場で十分に対応し、全て解決したものといふうに理解いたしております。

○本村委員 ありがとうございます。  
先ほど上田会長が御答弁されたこと、大型企画開発センター長が言われたことは同じ趣旨です。そこで、間違つた説明をしたわけではなかつたわけだと思います。しかし、日本郵政側は圧力を続けたわけでございます。

○上田参考人 お答えいたしました。

○本村委員 ありがとうございます。  
次に確認をしたいんですけども、ことしの十月三日付の朝日新聞は、昨年十一月七日付で鈴木上級副社長がNHK経営委員会に送つた文章の中に文を掲載しております。この文章は事実ですかと。いうことをを鈴木副社長に確認させていただきたいと思います。

NHKと経営委員会は、編集権に関する介入を許してはならないというふうに思います。放送法三条には、放送番組の編集の自由、何人からも干渉され、また規律されることがないというふうに書かれております。鈴木副社長のこの書面の内容に従う必要はないと思いますけれども、お答えをいただきたいと思います。

○上田参考人 お答えいたします。

NHKの番組制作に当たりましては、放送法や経営委員会から文書をいただき、その後二週間で送つておりますが、これは、十月二十三日にNHK会長名の文書が届きましたので、早速にその経緯を記した文書を私の名義で経営委員会宛てに送りました。

これまで多くの文書は全てグループ三社長連名で送つておりますが、これは、十月二十三日に経営委員会から文書をいただき、その後二週間にたつてようやくNHK執行部からの文書が届いたたつてことで、私どもとしては、できるだけ早急にお返しをしたいということ、直接受け取つたというところで、私どもとしては、できるだけ早急にお返しをしたいということで出させていただいたものでございます。

それと、まことに恐縮ですが、今、八月三日の大型企画開発センター長から云々というのがありました……(本村委員)済みません、時間がないので違うことは答えないでください、聞かれたことに答えてください」と呼ぶ)

一方的に今そういうふうに皆さんお考えだということになつたとしても、私どもとしてはちょっと違つたことを考へているということをあえて申し上げます。

○本村委員 この新聞報道に出されております鈴木副社長がNHK経営委員会に送つた文章の中には、鈴木副社長は、放送法の趣旨を職員一人一人に浸透させるだけではなく、放送番組の企画、編集の各段階で重層的な確認が必要である旨指摘した。その際、かつて放送行政に携わり、協会の方ガバナンス強化を目的とする放送法改正案の作成責任者であった立場から、ひとりコンプライアンスのみならず、幹部、経営陣による番組の最終確認などの具体的な事項も挙げながら、幅広いガバナンス体制の確立と強化が必要である旨を付言したとしております。

上田会長と石原経営委員長にお伺いをいたしました。

○鈴木参考人 お答えを申し上げます。

○本村委員 ありがとうございます。  
次に確認をしたいんですけども、ことしの十月三日付の朝日新聞は、昨年十一月七日付で鈴木副社長がNHK経営委員会に送つた文章の中に文を掲載しております。この文章は事実ですかと。いうことをを鈴木副社長に確認させていただきたいと思います。

○木田参考人 お答えいたします。

昨年十一月の訪問の際に一連の対応に区切りがついたことは日本郵政側との間で確認をしており、二月の訪問はそれとは別の懇談であるというふうに認識しております。

二月の懇談については、十一月の訪問の際に、ガバナンスなどをめぐる取組について機会があれば改めて聞きたい旨の話があり、懇談したもので

個別の番組等については一切触れておりませ

ん。

○本村委員 最後に、時間がございませんので、上田会長に一問お伺いしたいというふうに思いました。

す。

現場を萎縮させることがあつてはならない、報道の自由を守るべきだというふうに思います。ぜひその決意をお伺いしたいということ同時に、かんば生命の不正を暴いた「クローズアップ現代

十」番組作成に携わつてこられた方々を人事上、降格させたり、不利益取扱いをするようなことがあつてはならないというふうに思いますけれども、現場を守る立場で、ぜひ御答弁をいただきたいと思います。

○上田参考人 お答えいたします。

NHKは、報道機関として、放送法や放送ガイドラインにのつとり、公平公正、不偏不党、自律を貫き、番組編集の自由を確保するという基本的な姿勢を堅持し、放送に当たっております。今回の番組の現場においても、番組編集の自由や自主自律が損なわれた事実はなかつたと認識いたしております。何らかの、番組制作者に対する処分等、該当するようなことは全くなかつたと考えております。

○本村委員 ゼひ、現場が萎縮するようなことがないよう、そして報道の自由が守られるように、引き続き御尽力をいただきたいということを申し述べ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○大口委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。

いろいろNHKについて議論があるようになりますが、大事なのは、個別的事実確認も大事ですが、もし、高市大臣も御就任以来おつしやつていて、NHKのガバナンスに問題があるのであれば、ガバナンスを変えたらいんですよ。しかしとNHKの仕組み、それ、変える必要が、問題があるなら、今の桜を見る会と一緒に

ね、何か個別のことを追及するのもいいんだけれども、その原因を究明して、しっかりとその制度、法律、これを見直すことが国会議員の最大の責務だと私は思います。

そういう観点から、総務省に対して、NHKについて一問だけ御質問させていただいて、あと残りの時間は、かねがね申し上げてある方議員年金の話をさせていただきたいと思います。

まず、NHK。

私は、NHKに係る最大の問題は、ビジネスモ

デル自身が破綻をしかけているということだと

思っています。

受信料の問題、いろいろ、N国が議席を得るなど一時話題になつて、その後下火になつていますが、まあ、N国はいいとして、私は、受信料の仕組みが大変問題、大変な課題を抱えているという

N国の立花代表などが何と言つてゐるかというと、ごめんなさい、それを全部要約する能力は私にはありませんが、一つの議論として、NHKをぶつ潰すということで、NHKを見たくない人がNHKを、ちゃんと見ない選択肢を用意すべきだ、こういうことを言つてゐるわけですね。

ただ、私は全く逆の観点から、これまでこの

委員会で質問してきた。

どういうことかといふと、本来、公共放送の番組プログラムを見ることができると、制度的に見れない状況になつてゐるわけですね。いや、見たくない人が見ないという選択肢をこれないじや

ないかという問題と、私が言つてゐるのは、見る選択肢を享受すべき、技術的に見る選択肢を享受できる、例えばスマホ、家にテレビはないが、スマホでNHKのプログラムを見たい。当たり前で

送としての使命を果たすわけでしょう。そのとき

に、家にテレビはないがスマホでネット配信を受

けることができる人、いっぱいいるわけです、今。

ところが、国会が、総務省が、NHKがサポートしているから、それができないわけです。総務大臣

やいや、それはちょっと、将来だということで余り、限界があるのはわかっていますが、大臣、だ

れはいいと思いますよ。でも、その中にも、私が申し上げてゐる視点は入つていません。ネット同

時配信でNHKが肥大化するのはあかんと総務大臣はおつしやつてゐるけれども、私の論点は全く違うんです。

そうじやなくて、公共放送としてプログラムをスマホに届けるべきなのに、保身のため、ビジネスモデルを守るためにそれをやつてないじやないかという議論、これは総務省、こういう議論をいたいただきたいと思つてます。

N国の立花代表などが何と言つてゐるかというと、ごめんなさい、それを全部要約する能力は私にはありませんが、一つの議論として、NHKをぶつ潰すということで、NHKを見たくない人がNHKを、ちゃんと見ない選択肢を用意すべきだ、こういうことを言つてゐるわけですね。

ただ、私は全く逆の観点から、これまでこの

委員会で質問してきた。

どういうことかといふと、本来、公共放送の番組プログラムを見ることができると、制度的に見れない状況になつてゐるわけですね。いや、見

たくない人が見ないという選択肢をこれないじや

ないかという問題と、私が言つてゐるのは、見る

選択肢を享受すべき、技術的に見る選択肢を享受

できる、例えばスマホ、家にテレビはないが、スマ

ホでNHKのプログラムを見たい。当たり前で

送としての使命を果たすわけでしょう。そのとき

に、家にテレビはないがスマホでネット配信を受

けます。

○足立委員 かねがね総務省は、私が申し上げて

いるこの論点、スマホしか持つていない人でも、公共放送なのであれば、公共放送のプログラムを

受信、要是享受すべきだ、視聴できるようになります

うに御指摘のような点も含めまして、中長期的に検討されるべき課題であるといふふうに考えており

ます。

○足立委員 かねがね総務省は、私が申し上げて

いるこの論点、スマホしか持つていない人でも、

公共放送なのであれば、公共放送のプログラムを

受信、要是享受すべきだ、視聴できるようになります

うに御指摘のような点も含めまして、中長期的に検討されるべき課題であるといふふうに考えており

ます。

○足立委員 かねがね総務省は、私が申し上げて

いるこの論点、スマホしか持つていない人でも、

公共放送なのであれば、公共放送のプログラムを

受信、要是享受すべきだ、視聴できるようになります

うに御指摘のような点も含めまして、中長期的に検討されるべき課題であるといふふうに考えており

ます。

よ、技術的には。

大臣、私は、この問題は、将来課題じゃなく

て、今、足元の課題であるとお聞きしても、い

やいや、それはちょっと、将来だということで余

り、限界があるのはわかっていますが、大臣、だ

から、私はやはりこれは足元の課題だと。

こういうことをちゃんと議論してきていないか

ら、総務委員会がこういうことをちゃんと議論し

てきていないから新しい政党ができたんじやないですか。

ちよつと一言いただけますか。

スマホに届けるべきなのに、保身のため、ビジネ

スモデルを守るためにそれをやつてないじやな

いかという議論、これは総務省、こういう議論を

ちゃんとすべきじゃないですか。

○吉田政府参考人 お答えを申し上げます。

NHKは、御指摘のよう、受信料に基

づいて運営がされておるところでござります。御

指摘の点は、受信料制度のあり方ということであ

ろうかと思います。

現在、NHKは、放送を行ふということで、放

送を受信できる設備を設置した者に対して受信料

の、契約義務を放送法は課しております、それ

に基づいて運営をされております。

また、今御指摘のような将来的な受信料制度の

あり方につきましては、さまざまな放送をめぐる

環境変化、あるいは、国民・視聴者から、そういう

う今御指摘のような点、十分な理解が得られるか

といつたようなことも含めまして、中長期的に検

討されるべき課題であるといふふうに考えており

ます。

○足立委員 かねがね総務省は、私が申し上げて

いるこの論点、スマホしか持つていない人でも、

公共放送なのであれば、公共放送のプログラムを

受信、要是享受すべきだ、視聴できるようになります

うに御指摘のような点も含めまして、中長期的に検討されるべき課題であるといふふうに考えており

ます。

<p>○足立委員 きのう、事務方と若干こういう議論しました。そうしたら、事務方の方が、いや、足立先生、TVerというのがありますと胸張つておっしゃるんです。胸張つてですよ、TVerやつていますよ。十プログラム、TVerでちゃんと見れるんです。無料で見れるんですよ。全体で幾つプログラムあるの、ちょっと調べておいてと言つたんだけれども、全体でプログラム幾つあるんですか。</p> <p>○吉田政府参考人 お答えをいたしました。</p> <p>御指摘のように、民放の番組の無料配信サービスでありますTVerは八月の二十六日からサービスの、NHKの番組の提供を開始しておりまして、昨日の時点で七番組十五本を提供しているというふうにNHKからは聞いております。</p> <p>○足立委員 ゴメンなさい、NHKが地上波などで提供している番組、要是電波で提供している番組というのは全体で何番組あつて、そのうち、何、七、ちょっとよくわからなかつたけれども、要は何分の何かだけ、ちょっとちゃんと。</p> <p>○吉田政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>今御指摘の割合をちょっとどのように計算するのかということでござりますけれども……(足立委員)それ、計算しておいてつて言つたよね」と呼ぶはい。</p> <p>それで、一応、今申し上げました七番組十五本の番組時間を合計いたしますと、三時間四十五分になるというふうにNHKからは聞いております。</p> <p>別途、NHKの平成三十年度の業務報告書に記載されましたNHKの総合、教育の両チャンネルの一週間の平均の放送番組時間というのがございまして、これと照らし合わせますと、番組時間にいたしまして一・二%程度というふうに計算をいたしました。</p> <p>○足立委員 いや、だから、一%でガス抜きしているだけですよ、国民の皆様の。一%をTVerに流していますといつて胸を張つているわけで</p>	<p>しました。そうしたら、事務方の方が、いや、足立先生、TVerというのがありますと胸張つておっしゃるんです。胸張つてですよ、TVerやつていますよ。十プログラム、TVerでちゃんと見れるんですよ。無料で見れるんですよ。全体で幾つプログラムあるの、ちょっと調べておいてと言つたんだけれども、全体でプログラム幾つあるんですか。</p>
<p>す。まあ、私は、総務大臣が先ほどおっしゃった、高市大臣がおっしゃったこともわかりますので。</p> <p>ただ、結局、総務委員会でほとんど議論してきていないんですよ。維新以外の野党は、何かスキンシップ追及でお忙しい。でも、本当に国会がおいてと言つたんだけれども、全体でプログラム幾つあるんですか。</p> <p>○吉田政府参考人 お答えをいたしました。</p> <p>御指摘のように、民放の番組の無料配信サービスでありますTVerは八月の二十六日からサービスの、NHKの番組の提供を開始しておりまして、昨日の時点で七番組十五本を提供しているというふうにNHKからは聞いております。</p> <p>○足立委員 ゴメンなさい、NHKが地上波などで提供している番組、要是電波で提供している番組というのは全体で何番組あつて、そのうち、何、七、ちょっとよくわからなかつたけれども、要は何分の何かだけ、ちょっとちゃんと。</p> <p>○吉田政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>今御指摘の割合をちょっとどのように計算するのかということでござりますけれども……(足立委員)それ、計算しておいてつて言つたよね」と呼ぶはい。</p> <p>それで、一応、今申し上げました七番組十五本の番組時間を合計いたしますと、三時間四十五分になるというふうにNHKからは聞いております。</p> <p>別途、NHKの平成三十年度の業務報告書に記載されましたNHKの総合、教育の両チャンネルの一週間の平均の放送番組時間というのがございまして、これと照らし合わせますと、番組時間にいたしまして一・二%程度というふうに計算をいたしました。</p> <p>○足立委員 いや、だから、一%でガス抜きしているだけですよ、国民の皆様の。一%をTVerに流していますといつて胸を張つているわけで</p>	<p>さて、きょうの本題の地方議員年金、これもつくりなくていい制度。つくるべき制度はほつたらかしにして、与党も野党も、維新以外の政党はみんな、つくるべき制度はほつたらかしにして、つらくななくてもいい制度をしやかりきになつてつくらうとしている。</p> <p>これ、前から申し上げている、ことし八月の全国市議会議長会の冊子ですね。これ、何部ぐらい刷られて、どういうふうに取り扱われているか、ちょっと聞いていただいたと思います。御紹介ください。</p> <p>○大村政府参考人 お答えいたしました。</p> <p>お尋ねの冊子につきまして、何部作成し、どのよう活用しているか、全国市議会議長会に確認をいたしましたところ、厚生年金への地方議会議員の加入についての趣旨や論点につきまして、市議会議員の理解を深め、意見書の採択や地元選出議員に対する要望などへの支援、協力を得るために、当該冊子を二万三千五百部作成をし、全國市議会議長会会長名で全国の市議会議長宛てに送付をいたしました。全市議会議員への配付を依頼したということで聞いております。</p> <p>○足立委員 大々的に運動しているわけですね。</p> <p>この件を前回私が総務委員会で取り上げたら、皆様、自民党もそうだ、自民党の皆さんも、いや、それは地方の問題だろう、地方の問題に国は口出ししないんだ、地方は地方だなんて何か偉そ</p>
<p>だ。た、高市大臣がおっしゃったこともわかりますので。</p> <p>ただ、結局、総務委員会でほとんど議論してきていないんですよ。維新以外の野党は、何かスキンシップ追及でお忙しい。でも、本当に国会がおいてと言つたんだけれども、全体でプログラム幾つあるんですか。</p> <p>○吉田政府参考人 お答えをいたしました。</p> <p>御指摘のように、民放の番組の無料配信サービスでありますTVerは八月の二十六日からサービスの、NHKの番組の提供を開始しておりまして、昨日の時点で七番組十五本を提供しているというふうにNHKからは聞いております。</p> <p>○足立委員 ゴメンなさい、NHKが地上波などで提供している番組、要是電波で提供している番組というのは全体で何番組あつて、そのうち、何、七、ちょっとよくわからなかつたけれども、要は何分の何かだけ、ちょっとちゃんと。</p> <p>○吉田政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>今御指摘の割合をちょっとどのように計算するのかということでござりますけれども……(足立委員)それ、計算しておいてつて言つたよね」と呼ぶはい。</p> <p>それで、一応、今申し上げました七番組十五本の番組時間を合計いたしますと、三時間四十五分になるというふうにNHKからは聞いております。</p> <p>別途、NHKの平成三十年度の業務報告書に記載されましたNHKの総合、教育の両チャンネルの一週間の平均の放送番組時間というのがございまして、これと照らし合わせますと、番組時間にいたしまして一・二%程度というふうに計算をいたしました。</p> <p>○足立委員 いや、だから、一%でガス抜きしているだけですよ、国民の皆様の。一%をTVerに流していますといつて胸を張つているわけで</p>	<p>さて、きょうの本題の地方議員年金、これもつくりなくていい制度。つくるべき制度はほつたらかしにして、与党も野党も、維新以外の政党はみんな、つくるべき制度はほつたらかしにして、つらくななくてもいい制度をしやかりきになつてつくらうとしている。</p> <p>これ、前から申し上げている、ことし八月の全国市議会議長会の冊子ですね。これ、何部ぐらい刷られて、どういうふうに取り扱われているか、ちょっと聞いていただいたと思います。御紹介ください。</p> <p>○大村政府参考人 お答えいたしました。</p> <p>お尋ねの冊子につきまして、何部作成し、どのよう活用しているか、全国市議会議長会に確認をいたしましたところ、厚生年金への地方議会議員の加入についての趣旨や論点につきまして、市議会議員の理解を深め、意見書の採択や地元選出議員に対する要望などへの支援、協力を得るために、当該冊子を二万三千五百部作成をし、全國市議会議長会会長名で全国の市議会議長宛てに送付をいたしました。全市議会議員への配付を依頼したということで聞いております。</p> <p>○足立委員 大々的に運動しているわけですね。</p> <p>この件を前回私が総務委員会で取り上げたら、皆様、自民党もそうだ、自民党の皆さんも、いや、それは地方の問題だろう、地方の問題に国は口出ししないんだ、地方は地方だなんて何か偉そ</p>
<p>だ。た、高市大臣がおっしゃったこともわかりますので。</p> <p>ただ、結局、総務委員会でほとんど議論してきていないんですよ。維新以外の野党は、何かスキンシップ追及でお忙しい。でも、本当に国会がおいてと言つたんだけれども、全体でプログラム幾つあるんですか。</p> <p>○吉田政府参考人 お答えをいたしました。</p> <p>御指摘のように、民放の番組の無料配信サービスでありますTVerは八月の二十六日からサービスの、NHKの番組の提供を開始しておりまして、昨日の時点で七番組十五本を提供しているというふうにNHKからは聞いております。</p> <p>○足立委員 ゴメンなさい、NHKが地上波などで提供している番組、要是電波で提供している番組というのは全体で何番組あつて、そのうち、何、七、ちょっとよくわからなかつたけれども、要は何分の何かだけ、ちょっとちゃんと。</p> <p>○吉田政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>今御指摘の割合をちょっとどのように計算するのかということでござりますけれども……(足立委員)それ、計算しておいてつて言つたよね」と呼ぶはい。</p> <p>それで、一応、今申し上げました七番組十五本の番組時間を合計いたしますと、三時間四十五分になるというふうにNHKからは聞いております。</p> <p>別途、NHKの平成三十年度の業務報告書に記載されましたNHKの総合、教育の両チャンネルの一週間の平均の放送番組時間というのがございまして、これと照らし合わせますと、番組時間にいたしまして一・二%程度というふうに計算をいたしました。</p> <p>○足立委員 いや、だから、一%でガス抜きしているだけですよ、国民の皆様の。一%をTVerに流していますといつて胸を張つているわけで</p>	<p>た。た、高市大臣がおっしゃったこともわかりますので。</p> <p>ただ、結局、総務委員会でほとんど議論してきていないんですよ。維新以外の野党は、何かスキンシップ追及でお忙しい。でも、本当に国会がおいてと言つたんだけれども、全体でプログラム幾つあるんですか。</p> <p>○吉田政府参考人 お答えをいたしました。</p> <p>御指摘のように、民放の番組の無料配信サービスでありますTVerは八月の二十六日からサービスの、NHKの番組の提供を開始しておりまして、昨日の時点で七番組十五本を提供しているというふうにNHKからは聞いております。</p> <p>○足立委員 ゴメンなさい、NHKが地上波などで提供している番組、要是電波で提供している番組というのは全体で何番組あつて、そのうち、何、七、ちょっとよくわからなかつたけれども、要は何分の何かだけ、ちょっとちゃんと。</p> <p>○吉田政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>今御指摘の割合をちょっとどのように計算するのかということでござりますけれども……(足立委員)それ、計算しておいてつて言つたよね」と呼ぶはい。</p> <p>それで、一応、今申し上げました七番組十五本の番組時間を合計いたしますと、三時間四十五分になるというふうにNHKからは聞いております。</p> <p>別途、NHKの平成三十年度の業務報告書に記載されましたNHKの総合、教育の両チャンネルの一週間の平均の放送番組時間というのがございまして、これと照らし合わせますと、番組時間にいたしまして一・二%程度というふうに計算をいたしました。</p> <p>○足立委員 いや、だから、一%でガス抜きしているだけですよ、国民の皆様の。一%をTVerに流していますといつて胸を張つているわけで</p>

の話について伺つた際に、論点が幾つかあるよな、こうおつしやつていただきました。当然で改めて、大臣の方から、厚生年金に地方議会議員を加入させることについての、総務大臣としての見識として、どういう課題があると思われるか、ちょっとと列挙していただけますか。

○高市国務大臣 地方議員が厚生年金に加入する場合の課題ということで、次のようなことが考えられます。

まず、保険料の公費負担でございますが、地方議員のうち厚生年金の被保険者とならない七十歳以上の者を除外して行つた直近の試算によれば、毎年度約百六十億円の公費負担が必要となります。

次に、厚生年金の加入者は、厚生年金の適用事業所に使用される者、すなわち被用者であることが要件とされております。厚生年金の加入者には週二十時間以上の労働時間要件も設けられておりますので、法的な手当てが必要になつてしまひます。

加えて、国会議員の取扱いとの均衡といつた課題も指摘されております。

そんなどころでよろしくございますか。

○足立委員 ありがとうございます。

今、高市大臣がおつしやつていただいた、それぞれ課題だと思います。

最後におつしやつていただいた国会議員との均衡、これは心配りません。地方議員年金が、地方議員が厚生年金に加入できるようになつた後に、必ず国會議員も加入しようという流れになりますから、その均衡について私は心配していませんが、もっと大きな問題が幾つもあると思っております。

今大臣が列举していただいたが、私はもう一つ、前回の委員会でも申し上げた過去債務の問題。

大臣は、それはまた別の制度だという御発言もいただいたような記憶がありますが、そもそも別に、前回の委員会でも申し上げた過去債務の問題。

制度なんですよ、地方議員の年金なんて。地方議員の年金というのは別制度なんです。被用者年金である厚生年金とは別制度なんです。

別なのに、それを加入させようとしているから、保険料を負担する世代だけじゃなくて、これまでの地方議員、過去債務についても一緒に厚生年金財政に入れないと、いいところ取りじゃないですか」というような指摘を私はした。前回の委員会で、した。そういう過去債務をどう扱うか。

あるいは、もう一つ私が指摘したのは、将来の地方議員の数の見通し。将来、地方議員が減らない場合、あるいは維新の会が主張しているみたいに、もうちょっと合理的にして、人口も減つていくんだから、地方議員は減らしていくらしい。そういう地方議員の数の見通しなんかも、厚生年金財政に与える影響として大変大きなものがあつて、論点の一つで、それそれ一つであると思いますが、同意いただけますか。

○高市国務大臣 前回もお答えしたような気がしますが、過去債務については、地方議会議員年金制度が廃止され、平成二十三年一月以降の退職者のうち、年金受給資格を有する在職十二年以上だつた方が、全員、一時金を選択された場合に総額約一兆一千四百億円、全員が年金を選択した場合に総額約一兆三千六百億円と試算をしておりま

す。

足立委員おつしやつたとおり、制度の性格は異なります。地方議員の地方議会議員年金制度は、

地方議会議員の職務の重要性などを勘案して政策的につけています。

づけ、厚生年金は公的年金制度でございます。

ですから、仮に過去債務を厚生年金で引き受け

るということになると、厚生年金の被保険者、受

給権者を始めとした国民的な理解が得られるかどうか、それから、厚生年金財政への影響といった

論点もあるかと存じます。

○足立委員 あと、議員の数が減ると、まさにか

つての、今おつしやつた互助年金、地方議員年金が崩壊をして廃止をされた背景には、市町村合併

で地方議員が減つたということがあつた。これか

らも地方議員が減れば、同じように厚生年金財政に大変大きなマイナスのインパクトがある。これ

も論点の一つだと思いますが、いかがですか。

○高市国務大臣 まだそれは仮定の話でございま

すので……(足立委員「全部仮定ですね」と呼ぶ)ええ、厚生年金に地方議員を入れるかどうかかという

ことが決まったわけではございませんので、仮に

そうなると、影響は出ます。議員が減ることに

よつての影響というのはあると思います。

○足立委員 ありがとうございます。

私、地方議員年金、あるいは厚生年金への地方議会議員の加入の問題は、今大臣から御答弁いた

だいたように、たくさん論点、課題があると

思つています。こうしたことを隠れてこそそや

るんじやなくて、全政党ですよ、維新以外の自

民党から共産党まで。隠れてこそそやるんじや

なくて、国会で議論しようと言つているんです。

国会で議論するためには、データが要ります、

データが。厚生年金財政に与える影響は、厚生労

働省しか試算ができません。

きよう、橋本副大臣においておいでをいただいていま

す。ほかの、担当副大臣は多分別の副大臣だよ

ね。担当副大臣は能力がないので……(橋本副大

臣「いえ」と呼ぶ)ああ、忙しいだけか。(橋本副大

臣「はい、別の委員会で」と呼ぶ)ああ、別の委員

会でね。失礼しました。じゃ、撤回しておわびし

ますが、でも、橋本副大臣に来ていただけてよ

かった。この問題について一番よく考えてください

さつてるのは橋本副大臣です。

橋本副大臣、これは財政検証すべきじゃないで

すか、地方議員年金を導入した場合。もちろん、

どういう形で導入されるかは国会が決めるからわ

からない。各政党、坂本先生、高井先生、本村先

生が決めるんです、これを。ただけど、議論で

きないからね。

でも、大臣が今おつしやつていただいた幾つか

の論点について、例えばいいですよ、だつて、

いうお尋ねがございました。

まず、そもそも加入をいただく時点で、今の地

場合という、想定をしながらいろんなケースについて試算をするのが財政検証でしょう。そうであれば、私は、厚生年金財政に影響があるかもしれません。それがこんな大々的にやられていくんだから、しつかりと財政検証すべきだと。

地方議会議員が厚生年金に加入することが厚生年金財政に与える影響についての財政検証を国会で議論が始まると、行うべきだと思いますが、いかがですか。

○橋本副大臣 今、地方議員の厚生年金の加入に関するいろいろなお話をあつて、財政検証をすべきでは、こういうお尋ねをいたしましたが、ちよつと、一つ一つ申し上げてまいります。

まず、これは高市大臣が答弁されたとおりですが、厚生年金法上の適用というのは、被用者に該当するかどうかということによるのだ。そして、現状において、今、地方議員は、政府としては、年金財政に与える影響は、厚生労働省しか試算ができません。

が、厚生年金法上の適用というのは、被用者に該当するかどうかということによるのだ。そして、現状において、今、地方議員は、政府としては、年金財政に与える影響は、厚生労働省しか試算ができません。

○橋本副大臣 今、地方議員の厚生年金の加入に関するいろいろなお話をあつて、財政検証をすべきでは、こういうお尋ねをいたしましたが、ちよつと、一つ一つ申し上げてまいります。

まず、これは高市大臣が答弁されたとおりですが、厚生年金法上の適用というのは、被用者に該当するかどうかということによるのだ。そして、現状において、今、地方議員は、政府としては、年金財政に与える影響は、厚生労働省しか試算ができません。

が、厚生年金法上の適用というのは、被用者に該当するかどうかということによるのだ。そして、現状において、今、地方議員は、政府としては、年金財政に与える影響は、厚生労働省しか試算ができません。

かがですか。

方議員の方々が、国民年金の方もおられるると思いますし、被用者年金に入つておられる方もおいでかもしれません。かまつないと思つております。ですから、入るときの財政影響はどうなのかということについて、まずいろんな想定をしたりしなければならないといふこと。

それから、その上で、じや、今度は地方議員の方々が減つていく、あるいは退職をされる。そうしたときに、その方が、また別の企業勤めになつて厚生年金に加入をするのが、国民年金に行かれるのか。

また、給与が、地方年金の方も高い方から低い方までおられます。それによつて、プラスの影響になるのか、マイナスが出るのか。

そうしたことが全く、いろいろなパターンがあり、そうしたことについて全て想定をして計算をするといふのはなかなか難しいのではないかというふうに、私ども、今、委員からのお尋ねをいただいて、ちょっと頭の体操をしてみたところでは思つております。

ただ、まず大前提といったしまして、この議論は地方議員の身分の根幹にかかわることでございますので、政府としては各党各会派での御議論を注視させていただくという立場であるということは申し添えさせていただきます。

○足立委員 御丁寧な御答弁、ありがとうございます。  
とにかくやつてほしいことです。本來、国会でやるべきことですよね。国会でね、本村先生、高井先生、国会で自由討論をやりました。必要な調査、これは厚生労働省からデータをもらひながら、衆議院の調査局、法制局を使つてやりましようよ、議論を。高井先生、どうですか。

○大口委員長 いや、委員間同士は。(足立委員「委員間同士はだめ、自由討論をやりましようだからね」と呼ぶ)それは理事会で協議しますから。

○足立委員 ありがとうございます。

そういうことで、もう時間が来ましたので終りますが、とにかくこの国会は、政府に対する質問しかしない国会はもうだめ、だめ。自由討論など、國のあり方、國の進むべき進路について議論しましようよ。共産党はやらない、自民党もやらない。だから私は、自民党と共産党は同じ穴のムジナだと言つているわけですよ。

それから、今、維新以外の野党が、何か領収書がないとか議事録がないとか騒いでいますけれども、議事録から経団連会長の発言が消えた、いや、いいよ、それはだから追及したらいいけれども、これも追及してくださいよ。大事な議論をしている全国大会、三議会団体というの、都道府県議会議長会、市議会議長会、町村議長会、全国大会をやつしている、そこで国会議員が、各政党の代表者が何を話しているか、公開しようよ。改めて、この議論、だから、野党、これを追及してくださいよ、本村さん。国会で、何で追及しないの、何で私の挨拶を議事録に残さないのと、自分で自分のことを追及してくださいよ。

ということをお願いして、国会改革の必要性をお訴えして、質問を終わります。

○大口委員長 次に、井上一徳君。

○井上(一)委員 希望の党的井上一徳です。

いきょうは農業について質問をさせていただきました。

私の問題意識は、今、世界の人口七十七億人、これから四十年後には百億を超えるといふに言われています。そして、地球温暖化に伴う災害の規模の激甚化、そういう状況を踏まえると、今はお金を出せば食料が入手できますけれども、これから、そういう時代に本当に安定的に食料が確保できます。そこで、農業について、今のうちに本当に真剣に取り組んでいかないと、まさに先ほど言つた四十年後、世界の人口が百億を超えるときに、私たちの次世代の、子供、孫が本当にきちんと食べていいけるのかというような問題意識を持つています。

私は、農水省として、今こそ積極的に農業改革に取り組んでもらいたいと思つてゐるんですけれども、今の問題意識と今後の取組の方向について

りまして、戦略特区の中で本当にいろんな取組をしております。私は大変刺激を受けまして、日本の将来の農業のあり方といふのを養父市に見た思ひがしてゐるんです。

この戦略特区について言えば、養父市以外にも、農業について、新潟とかいろんなところでやつてゐるといふので、そういう状況を踏まえながら、日本の農業について質問をしたいと思っています。

それで、幾つか資料をつけております。最初の資料一を見ていただきたいんですが、これは農林水産省の資料で、「高齢化・減少する農業従事者」表が何を話しているか、公開しようよ。改めて、アンバランスな年齢構成ということで、平均年齢は六十七歳、四十代以下が約一割であります。七十代以上の方が五十九万人おられる。五年、十年後を考えると、更に農業従事者数が減つていくといふのはもう間違いない、そういう状況です。それから、資料二を見ていたままで、食料自給率、これは農林水産省の方でも目標値を持つて上げていくといふには言つておりますけれども、現実的にはカロリーベースでも生産額ベースでも落ち込んでいたります。

それから、資料三を見ていたままで、諸外国の食料自給率、日本は、この表でいえばもう一番下であります。こういう厳しい状況にあるわけです。

そういう中で、私は、農業については、今のうちから本当に真剣に取り組んでいかないと、まさに先ほど言つた四十年後、世界の人口が百億を超えるときに、私たちの次世代の、子供、孫が本当にきちんと食べていいけるのかというような問題意識を持つてゐるんです。

私は、農水省として、今こそ積極的に農業改革に取り組んでもらいたいと思つてゐるんですけれども、今の問題意識と今後の取組の方向について

聞かせていただきたいと思います。

○河野大臣政務官 現状、農業者の高齢化がまた進みまして、それから、担い手の確保が非常に重要な課題があります。また、農地集積にも大きな課題があるといふように手前ども承知をしておりま

てもらいたいと思います。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

代表的なものの御紹介にとどめさせていただきたいと思いますが、例えば、農地の権利移転許可の特例でありますとか、企業による農地取得の特例でございますとか、生産法人を設立する際の要件の特例といった措置を設けてございまして、御紹介いただきました養父市は、そのいずれも積極的に活用していただいている事例でございます。

例えば、権利移転許可の特例につきまして参考まで御紹介いたしますと、これは、市町村と農業委員会の合意に基づき、農地の権利移転に関する許可事務を市町村に移管することで事務処理期間を短縮するということでござりますけれども、養父市で二百五十五件、新潟市で七百四十件、常滑市で百二十三件、これまで合計千百十八件使われまして、事務処理期間も、養父市でいえば十八日から六日に短縮するといったような効果を上げているところでございます。

○井上(一)委員 私自身は、やはり、こういう効果が出ているという認識のもと、全国的にも展開したらしいんじやないかと思つていますけれども、農省としてはこの点についてどういう御認識でしようか。

○倉重政府参考人 お答えいたしました。

この特例につきましては、地域からの提案を踏まえて、農地流動化を促進する観点から、農業委員会と市町村の事務分担に関する特例として措置されたものということでございますけれども、本特例を活用するかどうかにつきましては、まさに現場の事務体制の実態に合わせて判断されるものと考えております。農林水産省といたしましては、農業委員会と市町村がよく話合いを行つていただいた上で、必要に応じ国家戦略特区の仕組みの中で活用されていくものというふうに考えております。

○井上(一)委員 ゼひ前向きに、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思つています。もう一つが、農業生産法人の要件緩和というこ

とで、これは、今まで当然のことながら、参入しようとすると、株式会社とかはやはり参入できなかつたわけですが、養父市においては、まさに特例といふことで参人も許可されておりまして、耕作放棄地が営農に更に使われるというようなこと

で非常に私は評価しているんですけれども、他方で、これについて、これは資料四でつけていますかが、江藤国務大臣に聞いたときには、養父市の件について、戦略特区でやつたわけですが、現時点では非常に活用状況が低調で、法人に渡すと、もうからなくなるとその土地を投げ出して、農地として戻らないのではないか、国民の財産が毀損されているのではないかという危険がありまして、ということで、非常に後ろ向きな答弁で、私はちょっととびっくりしたんです。

この点について、まず内閣府の方として、企業が農地を所有することについてどのように評価されているか、お聞かせいただきたいと思います。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の措置は、平成二十八年度に創設され、農地所有適格法人について、一定の要件を満たす場合、五年の時限措置として、当該自治体を経由して農地の取得を認める措置のことを御指摘いただいたというふうに承知しております。

現在、本特例は、兵庫県養父市だけございますが活用されておりまして、農地取得とりースの組合せにより、これまで五社で合計二十一ヘクタールで営農しております。全体としても、耕作放棄地の再生にも相当程度貢献していると理解をしております。

また、この企業による農地の取得特例、その他

かした農商工連携のいい事例も出てきているといふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、企業の農地取得の特例は、耕作放棄地の再生や農産物等の高付加価値化に一定の効果を上げているというふうに評価をしてございます。

○井上(一)委員 今答弁いただいたような認識も、私は同じ認識なんですが、もう一度改めて農林水産省の認識を聞かせていただきたいと思います。

まず、企業の農業参入、一般についてでござりますけれども、平成二十一年の農地法改正でリース方式、賃貸借とかでございますけれども、リース方式での農業参入は完全に自由化いたしました。現に、法改正前の約五倍のベースでリース方式については参入が進んでおりまして、現在、三千二百八十六法人となっております。

他方、御指摘のございました企業の農地所有の特例につきましては、養父市の、国家戦略特区として試験的に導入されました。現在五社が所有を認められておりますけれども、その所有面積につきましては、五社の経営農地面積全体の6%のみとなっております。

農林水産省といたしましては、現時点での農地所有の特例の活用実績というものは低調であるといふうに考えております。

○井上(一)委員 養父市で行つて聞きますと、ここで聞くと、何か養父市でやつてある企業はもうもうからなくて投げ出したいようなイメージの答弁なんですが、実際聞いてみると、すごい、養父市にとっても、企業が入つてもらつて非常に活性化しているといふうにおつしやつて非常によいました

いようなときは、それはまた養父市で買ひ戻しますと、そこまで言つてはいるわけですから、私はそ

ういった、企業が農地を取得して休耕地を耕したところで前向きな取組をされていますから、ぜひ農水省としても取り組んでいただきたいと思います。

今言つた戦略特区、養父市とか新潟始めいろんなところで前向きな取組をされていますから、ぜひ農水省としても、そういう方々からの意見を聞いて、前向きな、積極的な取組をしていただけたがとうございます。

○大口委員長 この際、休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

○大口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

地方法律及び地方税財政に関する件について調査を進めます。

行政書士法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、各党間の協議の結果、うえの賢一郎君外五名から、自由民主党・無所属の公明党・日本維新の会及び希望の党の五派共同提案により、お手元に配付いたしておりますとおりの行政書士法の一部を改正する法律案の草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出されます。うえの賢一郎君。

○うえの委員 提出者を代表して、本起草案の趣旨及び内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、本起草案の趣旨について御説明申し上げます。

行政書士は、依頼を受けて、官公署に提出する

<p>書類を作成すること等を業務として、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便の向上に資してまいりましたが、今日、行政書士の業務が多様化する中につき、一層、国民のニーズを的確に把握し、国民の権利利益の実現に資するこれが求められております。</p> <p>このため、行政書士の業務の安定性を確保するとともに、国民に対するより質の高いサービスの提供を実現する見地から、本起草案を得た次第、であります。</p>
<p>次に、本起草案の内容について御説明を申し上げます。</p> <p>第一に、行政書士法の目的に、国民の権利利益の実現に資することを明記することとしております。</p> <p>第二に、行政書士法人を社員一人で設立することができるものとしております。</p> <p>第三に、行政書士会は、会員が法令等に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとしております。</p> <p>なお、この法律は、公布の日から起算して一年六月を経過した日から施行することとしておりま</p>
<p>以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。</p> <p>行政書士法の一部を改正する法律案</p> <p>[本号末尾に掲載]</p>
<p>○大口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。</p> <p>本件について発言を認められておりますので、これを許します。本村伸子君。</p> <p>○本村委員 日本共産党的本村伸子でございました。</p> <p>行政書士法の一部改正案について質問をさせて</p> <p>いただき、そして、議事録に残していくこうという趣旨で質問をさせていただきたいというふうに思います。</p> <p>先ほども、今回の改正、三点あるんだということがで御説明がありました。一つ目に、法の目的に、国民の権利利益の実現に資することを明記する、二つ目に、社員が一人の行政書士法人の設立等の許容、三点目が、行政書士会による注意勧告規定の新設ということございます。</p> <p>まず、一点目の点でお伺いをしたいんですけれども、権利利益の実現を明記する理由について、そして、行政書士の業務の多様化ということも具体的にお示しをいただきたいと思います。</p> <p>○山花委員 本村委員にお答えいたします。</p> <p>まず、ちょっと後半のところからお答えさせていただきますけれども、行政書士の業務は、法一条の二にござりますように、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することでありますけれども、この点、平成二十六年の行政書士法改正では、特定行政書士に行政不服審査の手続代理権が付与されたということ、法定業務以外においても、成年被後見制度における専門職後見人を務める例が多く見られるなど、行政書士の業務は多様化しているわけでござります。</p> <p>以上が、理由ということですが、本改正案では、行政書士の多様な業務が国民の公法上及び私法上の権利利益にかかるものであることに鑑みて、行政書士法の目的をより実態に即したものとするため、法の目的に「国民の権利利益の実現に資すること」を加えることとしたものでござります。</p> <p>そこで、理由ということですが、本改正案では、行政書士の多様な業務が国民の公法上及び私法上の権利利益にかかるものであることに鑑みて、行政書士法の目的をより実態に即したものとするため、法の目的に「国民の権利利益の実現に資すること」を加えることとしたものでございました。</p> <p>○本村委員 ありがとうございます。</p> <p>ほかのいわゆる士業では、この社員一人の法人設立というのは認められているんでしょうか。</p> <p>○奥野総委員 お答えをいたします。</p> <p>弁護士及び社会保険労務士については、社員が一人の法人がそれぞれ法律により許容されているところであります。</p> <p>また、未施行、まだ実際に施行されていませんが、第百九十八国会におきまして、司法書士及び土地家屋調査士についても、法律の改正によっての法改正ということだとうふうに思っています。もう一つなんですけれども、改定案には、社員</p>
<p>の法改正であるということだとうふうに思います。次になんですけれども、注意勧告規定が必要となる理由について、具体的にお示しをいただきたいと思います。</p> <p>○國重委員 お答えいたします。</p> <p>現在、一部の行政書士が、行政書士会の会則に基づく処分に対して、法律上の根拠がないことを理由に異議を申し立てる事例があるなど、行政書士が虚偽の書類を作成し、不正に在留資格の変更申請を行つたことで逮捕されたといった報道もなされているところであります。</p> <p>本改定案は、このようなことを踏まえ、行政書士会による注意勧告の規定を新設することにより、行政書士会の指導権限に具体的な法的根拠を与えるものであります。これにより、行政書士会による自主的な指導を促進し、会員による違法行為の未然防止に資することが期待されます。</p> <p>○本村委員 ありがとうございます。</p> <p>この点にかかわつてもう一つお伺いをしたいんですけれども、会費の未払い等が問題化しているというお話を伺いをしていてるんですけども、未払いの原因は何なのかという点と、現在は未払いに對してどのような対応がとられてるのかという点、お示しをいただきたいと思います。</p> <p>○うえの委員 行政書士による所属行政書士会への会費の未払い問題が存在をしている、その事実は承知をしております。</p> <p>会費未払いの行政書士への対応として、単位行政書士会は、会則に基づいて、訓告、会員の権利停止及び廃業の勧告を行つてているところです。また、行政書士会は、監督権限を有する知事に対しまして、当該行政書士の懲戒処分の請求を行つております。しかしながら、知事は、会費の未払いは行政書士会内部の自治の問題であつて行政書士会内部では正措置するべきものとして、処分を行つていないと聞いています。</p>

○本村委員 今回、そういう問題もあり、この注意勧告規定が必要となるということです。これについても、ほかのいわゆる士業の皆様方と同様の規定になるのかという点も確認をさせていただきたいと思います。

○山花委員 いわゆる士業の団体で、会員の法令違反のおそれを認める場合に注意勧告を行うことができる旨の規定のある法律についてのお尋ねでございますが、現在、司法書士法、これは六十一條にございます。あと、土地家屋調査士法、これは五十六条、社会保険労務士法の第二十五条の三十三に規定がございます。

○本村委員 この点につきましても、ほかの士業の皆様方と同様の改定ということだというふうに思いますが、

○本村委員 この点につきましても、ほかの士業の皆様方と同様の改定ということだというふうに思いますが、

○大口委員長 お諮りいたしました。

○大口委員長 起立総員。よつて、そのように決議いたしました。

○大口委員長 お諮りいたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大口委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○大口委員長 次に、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案

○大口委員長 本件につきましては、各党間の協議の結果、細田博之君外七名から、自由民主党・無所属の会、

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム、公明党及び希望の党の四派共同提案により、お手元に配付いたしておりますとおりの地域人口の急減に

対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案の草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出されておりま

す。

提出者から趣旨の説明を求めます。細田博之君。

○細田(博)委員 提出者を代表して、本起草案の趣旨及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、本起草案の趣旨について御説明申し上げます。

○大口委員長 お諮りいたしました。

○大口委員長 これにて発言は終わりました。

○大口委員長 これにて発言は終わりました。

○大口委員長 お諮りいたしました。

○大口委員長 お諮りいたしました。

○大口委員長 これにて発言は終わりました。

○大口委員長 お諮りいたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

次に、本起草案の内容について御説明申し上げます。

第一に、地域人口の急減に対処して地域づくり人材を確保するため特定地域づくり事業を行おうとする事業協同組合は、申請により、当該事業協同組合の地区が、自然的経済的社会的条件から見

て一体であり、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区

あること等の基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができるることとしております。この認定の際、当該事業協同組合が労働者派遣事業を行おうとするものであるとき

は、認定基準の適合の可否を判断するに当たっては、労働者派遣法における労働者派遣事業の許可としております。

第二に、都道府県知事の認定を受けた特定地域づくり事業協同組合は、特定地域づくり事業として、地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供するとともに、地域づくり人材の確

保及び育成並びにその活躍の推進のための事業を企画し、及び実施することができるとしております。

第三に、国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合に対し、その行う特定地域づくり事業の運営に関し、必要な情報の提供、助言、指導その他の援助を行うとともに、特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとしております。

第四に、特定地域づくり事業協同組合は、厚生労働大臣の許可を受けなければならないとする労働者派遣法の規定にかかるらず、厚生労働大臣に届け出て、労働者派遣事業を行うことができるこ

ととしております。また、特定地域づくり事業協同組合は、労働関係法令を遵守し、労働者派遣事

業の適正な実施に努めることとするほか、国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合に對し、法令遵守及び労働者派遣事業の適正な実施のために必要な助言、指導その他の措置を講ずる

ものとしております。

第五に、この法律は、公布の日から起算して六ヶ月を経過した日から施行することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及びその内容であります。

○大口委員長 何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○大口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○大口委員長 本件について発言を求めておりますので、これを許します。本村伸子君。

○本村委員 日本共産党的本村伸子でございました。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○本村委員 まず、人口急減地域の問題について認識を伺いたいというふうに思います。

○本村委員 政府は、ここ二十年ほどの間に、三位一体改革による地方交付税の削減、そして、特に人口十万人未満の小規模自治体への財源保障を切り縮める段階補正の見直しなど、自治体の地域から力を奪ってきた、兵糧攻めを行つてきたというふうに思います。自治体合併などを迫られて、広域化、あるいは支所が廃止をされ、そして身近な公務で働く方々も数が減り、自治体と住民の皆様の距離が遠くなつてしまつたというふうに思います。

○本村委員 最近では、日弁連の皆様方が調査をされているふうに思います。

○本村委員 さて、農林水産予算を減らし、第一次産業を軽視してきたことも大きな罪だというふうに思います。

○本村委員 まさに、豊かな地方づくり、人づくりを推進するため、本起草案を得た次第であります。

の割合は、二〇〇五年の六・二%から、二〇一九年には三・九%に低下をしております。十数年前の水準に戻せば、農林水産予算を約一兆円以上は増額できるレベルでございます。そこまで農林水産予算を減らし続けてきた。これが地域を疲弊させ、食料自給率の低下を招いているというふうに思っています。

そして、現在もなお、僻地医療を担う公立病院への地方交付税、特別交付税を、今も削減されているんですけれども、更に削減しようとしております。

こうした政策、地方を疲弊させ、そして地域で暮らせない状況に追い込む政策を進めてきた、その政府・自民党の責任をどういうふうに認識されてしまうか。

○細田(博)委員 御指摘の三位一体改革でございますが、私は、小泉総理大臣のときの内閣官房長官で、この三位一体改革を推進した者の一人でございます。そして、そのときには、三位一体改革というのは、国庫補助負担金の廃止、縮減、そして税財源の移譲、地方交付税の一体的な見直し、この三点をすることによって、地方の予算もきちんと自己管理ができるように、そういう大きな制度改革でございました。

ただ、結果的に見ると、その翌年あたりには二兆円ほど地方交付税が減つたものですから、私もちょっと減り過ぎじゃないかということは考えたわけでございますが、地方の一般財源総額について言えば、その後さらに、税源移譲の措置とかさまざまなもののがございまして、今は四・二兆円の増、平成十五年と比較しても。だから、地方の一般財源総額について、もとに戻っているというか、それ以上の増額をしておりまします。また、公立病院に対する財政措置等についてもおむね同水準、農林水産予算においても大体同水準で推移しておりますのでございます。

ただ、なぜ人口急減地域が生じたかということを分析しますと、日本の産業構造と大きな関係があります。地方というのは、最初は、四十年前に

は、養蚕業もありました、織物業もありました、縫製業もありました。島根県では縫製工場がたくさんあつた。ほとんど中国やその他のアジア諸国に行ってしまっている。そして、電気製品の組立てや部品の製造、そして林業。林業も、木材市況の低迷によって林業が成り立たなくなつてくる。米の値段も、当時は、数十年前までは一定の価格で、まあまあ暮らせる水準であります。しかし、米を一ヘクタールで耕しても百万円しか収入がないというふうに、農業の面でも大変に所得が減つておる。

そういうことで、要するに、日本国全体が産業構造が変化して、京浜、中京、京阪神、北九州の工業地帯にどんどんどんどん人が出ていくと同時に、地方の産業がどんどん外国に出ていくということが人口急減の最大の要因であると我々考えております。

したがつて、このままいけば、自然は壊れ、鳥獣被害はふえ、そして、お互いに暮らせなくなる消滅危惧地域は、どこかに移転するといつても、介護や医療や農林水産業やいろんなことができなくなってしまう。国土の保全もできなくなってしまう、何とかしなければならないというのが我々の問題意識でございますので、どうぞその点についても御認識をいただきたいと思っております。

以上であります。

○本村委員 私の地元でも、愛知県あるいは岐阜県ですけれども、僻地医療を担っていた公立病院、病院機能、ベッドもあつたんですけども、それが診療所化する。その背景には、地方交付税の削減、あるいは特別交付税の削減があるわけですね。こういう、地域で住めなくなるような政策は、ぜひやめていただきたいというふうに思います。

そこで、きょうも、国内農産物の生産額が最大一千百億円減少するという日米貿易協定、これが衆議院の本会議で強行されましたけれども、根本的には、地域から仕事を奪つていて、こういう政策を反省していただき、それを転換していくこと

こそ必要だというふうに思います。

こういう、自民党的皆さん、政府の皆さんが進めてきた政策、追い詰められながらも、小規模自治体の皆様方は、住民の皆さんと一緒に工夫を重ねて、住み続けられる地域づくりに尽力をされたわけでございます。

人口急減の地域における雇用の問題、大変切実ですけれども、この法案では、働く人にとって十分な労働者保護の保障があるのかという点で懸念を抱かざるを得ないというふうに思つております。

特定地域づくり事業協同組合の認定について伺いたいというふうに思います。

認定の基準に、「職員の就業条件に十分に配慮されている」と認められること」とありますけれども、配慮されていると判断する基準、具体的にどのような条件をクリアすれば配慮されているということになるのか、お示しをいただきたいと思います。

○木村(次)委員 お答えいたします。

委員お尋ねの、就業条件に十分に配慮されると判断する基準、具体的な条件とは、一定の給与水準が確保されること、社会保険、労働保険に適正に加入していること、教育訓練、職員相談の体制が整備されていることなどを指すものであります。

その認定の基準については、具体的な数値で定められるものではございませんが、組合の活動地区内の他の事業者の給与水準等の就業条件を踏まえつつ、都道府県知事において判断されることになります。

○木村委員 この法案ができれば、継続雇用で派遣でも二十万、三十万もらえるんだ。社会保険もつくというふうに与党の方方がおっしゃっていたのを耳にしたわけですけれども、当然、そのためには、組合に十分な資力がなければ労働者の待遇も保障されないのでございます。

○木村(次)委員 お答えいたします。

今申し上げたとおりでございますが、経理的及び技術的な基礎とは、実現可能性の高い妥当な事務計画、収支計画等が作成されていること、公費支援を含め、地域づくり人材に確実に労働を見合った賃金を支払う見通しがあること、事業を行って必要な人員体制が整つてることなどを指すものであります。

当該組合が労働者派遣事業を行おうとするものであるときは、その認定に当たっては、労働者派遣による労働者派遣事業の許可基準を参考するものとしていることから、都道府県知事は、これらを参考しつつ、組合が経理的及び技術的な基礎を有するかどうかを判断することとなります。

○木村委員 組合の資力が十分かどうかというの

ですが、の部分でございます。

実現可能性の高い妥当な事業計画、收支計画等が作成されていること、公費支援を含め、地域づくり人材に確実に労働に見合った賃金を支払う見通しがあること、事業を行うに必要な人員体制が整つていることなどを指すものであります。

当該組合が労働者派遣事業を行おうとするものであるときは、その認定に当たっては、労働者派遣による労働者派遣事業の許可基準を参考するものとしていることから、都道府県知事は、これも通じて、組合が経理的及び技術的な基礎を有するかどうかを判断することとなります。

特定期間が労働者派遣事業を行おうとするに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると判断する基準は何か、お示しをいただきたいと思います。

○木村(次)委員 お答えいたしました。

今申し上げたとおりでございますが、経理的及び技術的な基礎とは、実現可能性の高い妥当な事務計画、収支計画等が作成されていること、公費支援を含め、地域づくり人材に確実に労働を見合った賃金を支払う見通しがあること、事業を行つて必要な人員体制が整つていることなどを指すものであります。

当該組合が労働者派遣事業を行おうとするものであるときは、その認定に当たっては、労働者派遣による労働者派遣事業の許可基準を参考するものとしていることから、都道府県知事は、これらを参考しつつ、組合が経理的及び技術的な基礎を有するかどうかを判断することとなります。

○木村委員 組合の資力が十分かどうかというの

<p>られるわけで、本当に安定的な雇用を継続する十分な状況なのか、適切に判断基準が設定されるるかどうかが客観的にわかりにくい仕組みだといふふうに思います。</p> <p>組合が行う派遣事業の対象となる地域についてなんですかども、地区を含む市町村内というふうにしているんですけれども、例えば私の地元、愛知県の豊田市でいいますと、名古屋市の三倍の広さがございます。人口減地域として都市部、市街地の地域を両方含んで、工業地帯もあるわけですけれども、同一市町村内で支援が必要がない地域への派遣を行うなど、制度の悪用をどう防止するのか、お示しをいただきたいと思います。</p> <p>○奥野(総)委員 お答えをいたしました。</p> <p>特定地域づくり事業協同組合の活動地区は、いわゆる人口急減地域内にあることは当然の前提であります。本法案においては、就業先の確保を図る観点から、組合の活動地区を含む同一市町村内であれば職員の派遣を許容しています。十九条で許容していますけれども、あくまでも、本法案の目的是、人口急減地域における地域社会の維持及び地域経済の活性化であります。</p> <p>そこで、本法案においては、都道府県知事が、組合がその職員を地区外に派遣する場合の地域の限定又は利用分量の総額の制限その他必要な条件を付すことができるとしており、これによって、御懸念のような都市部への派遣を制限できることとなっております。</p> <p>なお、その付された条件に違反した場合には、都道府県知事が組合に対して改善命令、適合命令、事業停止命令、認定の取消し等ができることとなつておりますので、そうした御懸念には及ばないと申し上げておきます。</p> <p>○本村委員 改めて、再度確認なんですけれども、特定地域づくり組合の認定の段階において悪質な事業者をどう排除するのかという点で、形式的な条件がそろそろは認定せざるを得なくなるような、そういうおそれはないのか、お示しをいただきたいと思います。</p>	<p>〇國重委員 お答えいたします。</p> <p>具体的には、例えば、第三条第三項第二号イに式的な条件ではございません。</p>
<p>本法案における組合の認定基準は、必ずしも形あること及び組合の職員の就業条件に十分に配慮されていることが求められ、同項第三号においては、特定地域づくり事業を確実に遂行できる経理的、技術的基礎として、実現可能な性の高い妥当な事業計画、収支計画等が作成されていること、公費支援を含め、地域づくり人材に確実に労働に見合った賃金を支払う見通しがあること等が求められ、さらに、同項第四号においては、組合、関係事業者団体及び市町村間の連携協力体制の確保が求められております。</p> <p>以上のようないくつかの基準について実質的な審査を行うことにより、悪質業者を排除できるものと考えております。</p> <p>このほか、組合の事業の適正性を確保するため、都道府県知事は組合に対して、改善命令、適合命令、事業停止命令、認定の取消しができることを排除することが担保されていると言えます。</p> <p>○本村委員 認定取消しや事業廃止など、何らかの理由で組合が派遣事業を続けられなくなつた場合、雇用される労働者の待遇はどうなるでしょうか。</p>	<p>おいては、特定地域づくり事業の実施計画が適当であること及び組合の職員の就業条件に十分に配慮されていることと認められることが求められ、同項第三号においては、特定地域づくり事業を確実に遂行できる経理的、技術的基礎として、実現可能な性の高い妥当な事業計画、収支計画等が作成されていること、公費支援を含め、地域づくり人材に確実に労働に見合った賃金を支払う見通しがあること等が求められ、さらに、同項第四号においては、組合、関係事業者団体及び市町村間の連携協力体制の確保が求められております。</p> <p>以上のようないくつかの基準について実質的な審査を行うことにより、悪質業者を排除できるものと考えております。</p> <p>このほか、組合の事業の適正性を確保するため、都道府県知事は組合に対して、改善命令、適合命令、事業停止命令、認定の取消しができることを排除することが担保されていると言えます。</p> <p>○本村委員 認定取消しや事業廃止など、何らかの理由で組合が派遣事業を続けられなくなつた場合、雇用される労働者の待遇はどうなるでしょうか。</p>
<p>〇井上(一)委員 お答え申し上げます。</p> <p>特定地域づくり事業協同組合の認定に当たりましては、一つ、特定地域づくり事業の実施計画が適当であること、二つとして、特定地域づくり事業を確実に遂行できる経理的基礎を有すること、三つ目として、市町村、関係事業者団体との連携協力体制が確保されていることが要件とされてい</p> <p>○本村委員 もう終わりになりましたけれども、万が一、組合が事業を続けられなくなつたとき</p>	<p>は、職員の待遇について、組合、市町村及び関係事業者が十分協議の上、適切な措置が講じられるものと考えております。</p> <p>○本村委員 時間がないので次に申し上げたいんですけれども、派遣先事業者に現に直接雇用されている労働者を派遣に置きかえることを防止する規定はございますでしょうか。</p> <p>○務台委員 御指摘の趣旨の規定は、労働者派遣法にございます。派遣法の四十条の九では、派遣は、組合、関係事業者団体及び市町村間の連携協力体制の確保が求められております。</p> <p>以上のようないくつかの基準について実質的な審査を行うことにより、悪質業者を排除できるものと考えております。</p> <p>このほか、組合の事業の適正性を確保するため、都道府県知事は組合に対して、改善命令、適合命令、事業停止命令、認定の取消しができることを排除することが担保されていると言えます。</p> <p>○本村委員 認定取消しや事業廃止など、何らかの理由で組合が派遣事業を続けられなくなつた場合、雇用される労働者の待遇はどうなるでしょうか。</p>
<p>〇國重委員 お答えいたします。</p> <p>本法案においては、組合の認定基準として、当該事業協同組合の職員の就業条件に十分に配慮されていることが求められており、組合としては、一定の給与水準を確保すること等により、それを満たすことが必要になります。そのため、委員御懸念のような事例は想定しがたいと考えております。</p> <p>なお、委員御懸念のような事例が見受けられる場合には、認定要件を満たさないものとして、組合の認定が取り消されることもあり得ます。</p> <p>○本村委員 もう終わりになりましたけれども、万が一、組合が事業を続けられなくなつたとき</p> <p>人口急減地域で安定した雇用を確保するには、農林水産業など地域に根差した産業に、所得補償など抜本的な支援を行うことが重要です。</p> <p>しかし、この法案は、そうした支援が不十分な式的な条件ではございません。</p> <p>おいては、特定地域づくり事業の実施計画が適当であること及び組合の職員の就業条件に十分に配慮されていることと認められることが求められ、同項第三号においては、特定地域づくり事業を確実に遂行できる経理的、技術的基礎として、実現可能な性の高い妥当な事業計画、収支計画等が作成されていること、公費支援を含め、地域づくり人材に確実に労働に見合った賃金を支払う見通しがあること等が求められ、さらに、同項第四号においては、組合、関係事業者団体及び市町村間の連携協力体制の確保が求められております。</p> <p>以上のようないくつかの基準について実質的な審査を行うことにより、悪質業者を排除できるものと考えております。</p> <p>このほか、組合の事業の適正性を確保するため、都道府県知事は組合に対して、改善命令、適合命令、事業停止命令、認定の取消しができることを排除することが担保されていると言えます。</p> <p>○本村委員 認定取消しや事業廃止など、何らかの理由で組合が派遣事業を続けられなくなつた場合、雇用される労働者の待遇はどうなるでしょうか。</p> <p>本法案においては、組合の認定基準として、当該事業協同組合の職員の就業条件に十分に配慮されていることが求められており、組合としては、一定の給与水準を確保すること等により、それを満たすことが必要になります。そのため、委員御懸念のような事例は想定しがたいと考えております。</p> <p>なお、本法律案提出の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。</p> <p>〔異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○大口委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。</p> <p>○大口委員長 この際、細田博之君外七名から、自由民主党・無所属の会、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム、公明党及び希望の党の四派共同提案による地域人口の急減に対処するため</p>	<p>人口急減地域で安定した雇用を確保するには、農林水産業など地域に根差した産業に、所得補償など抜本的な支援を行うことが重要です。</p> <p>しかし、この法案は、そうした支援が不十分な式的な条件ではございません。</p> <p>おいては、特定地域づくり事業の実施計画が適当であること及び組合の職員の就業条件に十分に配慮されていることと認められることが求められ、同項第三号においては、特定地域づくり事業を確実に遂行できる経理的、技術的基礎として、実現可能な性の高い妥当な事業計画、収支計画等が作成されていること、公費支援を含め、地域づくり人材に確実に労働に見合った賃金を支払う見通しがあること等が求められ、さらに、同項第四号においては、組合、関係事業者団体及び市町村間の連携協力体制の確保が求められております。</p> <p>以上のようないくつかの基準について実質的な審査を行うことにより、悪質業者を排除できるものと考えております。</p> <p>このほか、組合の事業の適正性を確保するため、都道府県知事は組合に対して、改善命令、適合命令、事業停止命令、認定の取消しができることを排除することが担保されていると言えます。</p> <p>○本村委員 認定取消しや事業廃止など、何らかの理由で組合が派遣事業を続けられなくなつた場合、雇用される労働者の待遇はどうなるでしょうか。</p> <p>本法案においては、組合の認定基準として、当該事業協同組合の職員の就業条件に十分に配慮されていることが求められており、組合としては、一定の給与水準を確保すること等により、それを満たすことが必要になります。そのため、委員御懸念のような事例は想定しがたいと考えております。</p> <p>なお、本法律案提出の手續等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。</p> <p>〔異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○大口委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。</p> <p>○大口委員長 この際、細田博之君外七名から、自由民主党・無所属の会、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム、公明党及び希望の党の四派共同提案による地域人口の急減に対処するため</p>

の特定地域づくり事業の推進に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

○高井委員 ただいま議題となりました決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

地域人口の急減に対処するための特定地

域づくり事業の推進に関する件(案)

政府及び地方公共団体は、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一 都道府県知事が特定地域づくり事業協同組合を認定するに当たっては、「地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況」があり、かつ地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区

との要件を十分に踏まえ、真に地域づくり人材の不足している地区においてのみ認定・設立されることとなるよう、過疎地域の基準その他の定量的な基準を参考にすることを含め、必要な措置を講ずること。

二 特定地域づくり事業協同組合がその職員となる無期雇用派遣労働者を募集・採用するに当たっては、できる限り当該人口急減地区外の人材の移住や定住が促進されるよう、必要な各種施策を講ずること。また、組合員である事業主が、既に雇用している従業員を安易に解雇して事業協同組合の職員として就労させることのないよう指導すること。

三 特定地域づくり事業協同組合の職員が地域づくり人材として特定地域づくり事業に従事しつつ適切に将来のキャリア形成を図ることの重要性に鑑み、特定地域づくり事業協同組合において、職員本人の希望に適合する就業

の機会の確保のための配慮、特定の事業に從事する期間の確保、必要な教育訓練・キャリアコンサルティングの実施等の取組が行われるよう、所要の措置を講ずること。

四 特定地域づくり事業協同組合の認定に当たっては、労働者派遣事業の運営に関して十分な専門性及び人的体制が確保されていることを確認するとともに、そのために必要な措置及び支援策を講ずること。

五 特定地域づくり事業協同組合が、教育訓練・キャリアコンサルティングの実施その他労働者派遣法において義務付けられている業務の一部を第三者に委託する場合には、本来、当該組合が責任を持つて同法上の義務を果たすべきものであることに鑑み、これらの委託した業務が職員の能力向上及びキャリア形成に資するよう適切に管理・運用されるよう必要な措置を講ずること。

六 政府及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合に対し、労働条件の明示、時間外労働の制限、派遣労働者の直接雇用の推進、教育訓練の実施その他の労働者の保護に関する法制度について、十分な情報提供を行うこと。

七 特定地域づくり事業協同組合がその職員を採用するに当たっては、組合の事業計画の内容、組合員の行う事業に係る業務又は事務の前説明が行われるよう適切に指導すること。

八 特定地域づくり事業協同組合がその組合員として新たな事業者を加入させようとする場合には、事前に職員の意見を聴取すること等の職員の理解を得るために措置が講じられるよう、適切に対処すること。

九 特定地域づくり事業協同組合が雇用する職員の雇用の継続、従事する業務の内容、労働条件等に重大な影響を及ぼす程度に事業内容を変更しようとする場合には、職員に対し、本日は、これにて散会いたします。

事前に十分な説明を行い、理解と同意を得るよう指導すること。この場合において、都道府県知事は、新たな事業計画を受理する際には、特定地域づくり事業協同組合がその職員に対し事前に十分な説明を行うべきことを指導すること。

十 特定地域づくり事業協同組合の職員が從事する特定地域づくり事業は、地区によつてはその内容が多種多様にわたる可能性があることから、特定地域づくり事業協同組合が職員の労働安全衛生の確保に特に注意を払い、事前の労働安全衛生教育の実施など組合員とも連携して十分な安全対策がなされるよう必要な措置を講ずること。

十一 人口急減地域において特定地域づくり事業協同組合の職員が安心して働き、扶養する家族を含めて安心して生活を営むことができるよう、当該地域における適正な水準の給与及び手当等の確保その他の適切な労働・生活環境が確保されるよう必要な措置を講ずること。

十二 特定地域づくり事業協同組合が、その職員を派遣する場合、安定的かつ継続的に就業先の提供を行なうことができるよう、関係事業者団体との間の情報の共有の促進その他必要な措置を講ずること。また、事業協同組合が新たな就業機会を提供できない場合であつても、職員の雇用及び賃金の支払の維持を図るために措置、休業手当の支払等の労働関係法令に基づく雇用者責任を適切に果たすことができるための知識の普及その他必要な措置を講ずること。

○大口委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件を本委員会の決議とするに決しました。

○大口委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○大口委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

〔賛成者起立〕

○大口委員長 起立総員。

て、労働者派遣法その他の労働関係法令違反が認められた場合には、労働者派遣法に基づいて事業廃止命令その他所要の措置を講ずることとともに、事業廃止命令を受けた特定地域づくり事業協同組合については速やかにその認定を取り消すなど適切に対処すること。

十、四 地方公共団体の任命権者は、その職員である一般職の地方公務員が公務外で特定地域づくり事業に従事する場合においては、当該職員の自主性を損なうことのないよう配慮しなければならないこと。

右決議する。

以上であります。

○大口委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○大口委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

○大口委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたしました。

## 午後二時四十九分散会

## 行政書士法の一部を改正する法律案

## 行政書士法の一部を改正する法律

## 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を

次のように改正する。

第一条中「寄与し、あわせて」を「寄与するとともに」に改め、「利便」の下に「に資し、もつて国民の権利利益の実現」を加える。

第十三条の三中「組織的に」及び「共同して」を削る。

## 第十三条の八第一項中「共同して」を削る。

## 第十三条の十九第一項に次の一号を加える。

## 第七 社員の欠亡

## 第十三条の十九第二項を削り、同条第三項中

## 「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、同項を同

## 条第二項とする。

第十三条の十九の四を第十三条の十九の五とし、第十三条の十九の三を第十三条の十九の四とし、第十三条の十九の二を第十三条の十九の三とし、第十三条の十九の次に次の二条を加える。

## (行政書士法人の継続)

第十三条の十九の二 行政書士法人の清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至った場合に限り、当該社員の相続人(第十一条の二十一第二項において準用する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者の同意を得て、新たに社員を加入させて行政書士法人を継続することができる。

第十三条の二十一第二項中「若しくは第六号又は第二項」を「から第七号まで」に改める。

第十七条の次に次の二条を加える。

(注意勧告)

第十七条の二 行政書士会は、会員がこの法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反するおそれがあると認めたときは、会則の定めるところにより、当該会員に對して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

きは、会則の定めるところにより、当該会員に對して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

## (施行期日)

## 附 則

## (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年六月を経過した日から施行する。

## (行政書士法人の継続に関する経過措置)

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前の行政書士法第十三条の十九第二項の規定により解散した行政書士法人は、同日以後その清算が結了するまで(解散した後三年以内に限り)の間に、その社員が当該行政書士法人を継続する旨を、その主たる事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会を経由して日本行政書士会連合会に届け出ることにより、当該行政書士法人を継続することができる。

## 第十三条の八第一項中「共同して」を削る。

## 第十三条の十九第一項に次の二号を加える。

## 第七 社員の欠亡

第十三条の十九第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、同項を同

## 条第二項とする。

第十三条の十九の四を第十三条の十九の五とし、第十三条の十九の三を第十三条の十九の四とし、第十三条の十九の二を第十三条の十九の三とし、第十三条の十九の次に次の二条を加える。

## (行政書士法人の継続)

第十三条の十九の二 行政書士法人の清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至った場合に限り、当該社員の相続人(第十一条の二十一第二項において準用する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者の同意を得て、新たに社員を加入させて行政書士法人を継続することができる)の下に次の二条を加える。

第十三条の二十一第二項中「若しくは第六号又は第二項」を「から第七号まで」に改める。

第十七条の次に次の二条を加える。

(注意勧告)

第十七条の二 行政書士会は、会員がこの法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反するおそれがあると認めたときは、会則の定めるところにより、当該会員に對して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

## 第四節 国及び地方公共団体の援助等 第十

## 五条・第十六条)

## 第五節 補則(第十七条・第二十条)

## 第三章 雑則(第二十二条・第二十四条)

## 第四章 罰則(第二十五条・第二十八条)

## 附則

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合の認定その他の特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることにより、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もつて地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

2 前項の認定を受けようとする事業協同組合は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を、次項各号に掲げる基準に適合することを証する書類その他総務省令で定める書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 役員の氏名及び住所

三 特定地域づくり事業を行う事務所の名称及び所在地

四 地区

五 事業

六 その他総務省令で定める事項

(定義)

第二条 この法律において「地域人口の急減」とは、一定の地域において地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況をいう。

2 この法律において「地域づくり人材」とは、地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材をいう。

3 この法律において「特定地域づくり事業協同組合」とは、次条第一項の認定を受けた事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第三条第一号に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)をいう。

4 この法律において「特定地域づくり事業」とは、特定地域づくり事業協同組合が行う第十四条の二 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案

## 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案

## 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(委員会起草案)

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請をした事業協同組合が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

1 その地区が次のいずれにも該当すること。

イ 一の都道府県の区域を越えない地区であつて、かつ、自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められる地区であること。

ロ その人口規模、人口密度及び事業所の数並びにその経済的社会的状況に照らし、地域づくり人材の確保について特に支援を行なうことが必要であると認められる地区であること。

2 その行おうとする特定地域づくり事業が次のいずれにも該当すること。

イ その実施に関する計画が、特定地域づくり事業が適正に行われることを確保する見地から適当であり、かつ、当該事業協同組合の職員の就業条件に十分に配慮されてい

ると認められること。

□ 当該事業協同組合の地区における地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資する

こと認められること。

三 その行おうとする特定地域づくり事業を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

四 その行おうとする特定地域づくり事業並びに当該事業協同組合の職員の住居及び良好な子育て環境の確保のための取組に関し、当該事業協同組合、当該事業協同組合の関係事業者団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会その他の事業者を直接又は間接の構成員とする団体のうち、当該事業協同組合の地区内の事業者を構成員とする団体をいう。）及び当該事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の間の十分な連携協力体制が確保されていると認められるこ

4 都道府県知事は、第一項の認定の申請をした事業協同組合が第十八条第一項の規定により同項の労働者派遣事業を行おうとするものであるときは、当該事業協同組合が前項第三号の基準に適合するかどうかを判断するに当たつて、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十一条。同条において「労働者派遣法」という。）第七条第一項第二号から第四号までに掲げる基準を参考するものとする。

5 都道府県知事は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ同項の認定の申請をした事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の長の意見を聽かなければならぬ。

6 都道府県知事は、第一項の認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨並びに当該認定をした特定地域づくり事業協同組合に係る第二項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項、当該認

定の有効期間の満了の日その他総務省令で定める事項を公示しなければならない。

（欠格条項）

第四条 次の各号のいずれかに該当する事業協同組合は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない事業協同組合

二 第九条第二項（第二号に係る部分を除く。次号口において同じ。）の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない事業協同組合

三 役員のうちに次のいずれかに該当する者がある事業協同組合

イ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく

なつた日から二年を経過しない者

ロ 特定地域づくり事業協同組合が第九条第二項の規定により認定を取り消された場合

において、その処分のあつた日前三十日以内に当該特定地域づくり事業協同組合の役員であった者で、その処分のあつた日から二年を経過しないもの

（変更の認定等）

第五条 特定地域づくり事業協同組合は、第三条

第二項第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更の認定を受けようとする特定地域

づくり事業協同組合として特定地域づくり事業を行おうとする特定地域づくり事業協同組合は、その有効期間の更新を受けなければならない。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする特定地域づくり事業協同組合は、第一項の有効期間の満了の日の九十日前から六十日前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、都道府県知事に有効期間の更新の申請をし、総務省令で定める書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

3 第三条第三項から第五項までの規定は、第一

項の変更の認定について準用する。

4 都道府県知事は、第一項の変更の認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨及び当該変更に係る事項その他総務省令で定める事項を公示しなければならない。

5 第三条（第一項を除く。）及び第四条の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第三条第二項に規定する書類については、既に都道府県知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

（認定等の条件）

第六条 第三条第一項の認定、第五条第一項の変更の認定及び前条第二項の有効期間の更新にあっては、当該第三条第二項第一号又は第三号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつたときは、その旨及び総務省令で定める事項を公示しなければならない。

第七条 第三条第一項の認定、第五条第一項の変更の認定及び前条第二項の有効期間の更新には、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、特定地域づくり事業協同組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させる場合における地域の限定又は地区外において事業を行う者の利用分量の総額の制限その他必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、第三条第一項の認定の趣旨に照らして、又は特定地域づくり事業の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該認定を受ける事業協同組合に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

第六条 第三条第一項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、当該更新がされた有効期間。以下この条及び第九条第一項第一号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日）から起算して十年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き特定地域づくり事業協同組合として特定地域づくり事業を行おうとする特定地域づくり事業協同組合は、その有効期間の更新を受けなければならない。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする特定地域づくり事業協同組合は、第一項の有効期間の満了の日の九十日前から六十日前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、都道府県知事に有効期間の更新の申請をし、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（認定の失効等）

第八条 特定地域づくり事業協同組合は、特定地域づくり事業を廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第九条 特定地域づくり事業協同組合について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第三条第一項の認定は、その効力を失う。

一 第三条第一項の認定の有効期間が経過したとき（第六条第四項の規定により従前の認定

<p>がなお効力を有することとされる場合にあつては、更新拒否処分がされたとき)。</p> <p>二 前条の規定による特定地域づくり事業の廃止の届出があつたとき。</p> <p>三 特定地域づくり事業協同組合が解散したとき。</p> <p>四 特定地域づくり事業協同組合が特定地域づくり事業協同組合以外の中小企業等協同組合と合併したとき。</p> <p>都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の認定を取り消すことができる。</p> <p>一 偽りその他不正の手段により第三条第一項の認定、第五条第一項の変更の認定又は第六条第二項の有効期間の更新を受けたとき。</p> <p>二 第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたとき。</p> <p>三 第四条各号のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>四 第五条第一項の規定により変更の認定を受けなければならぬ事項を同項の認定を受けないで変更したとき。</p> <p>五 第七条第一項の条件に違反したとき。</p> <p>六 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく处分に違反したとき。</p> <p>七 都道府県知事は、第一項の規定により第三条第一項の認定がその効力を失い、又は前項の規定により同条第一項の認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するとともに、公示しなければならない。</p> <p>第二節 特定地域づくり事業</p> <p>第十一条 特定地域づくり事業協同組合は、前項の事業年度、総務省令で定めるところにより、特定地域づくり事業に関し事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>（報告徴収及び立入検査）</p> <p>第三節 監督</p> <p>第十四条 都道府県知事は、前項に定めるもののほか、特定地域づくり事業協同組合又はその役員若しくは職員がその業務の遂行に関するこの法律の規定に違反したと認めるときその他特定地域づくり事業協同組合の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、措置を講すべき事項及び期限を示して、人的体制の改善、違反の停止その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>（事業停止命令）</p> <p>第十五条 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>第四節 国及び地方公共団体の援助等</p> <p>第十六条 国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合に対し、その行う特定地域づくり事業の運営に関し、必要な情報の提供、助言、指導その他の援助を行うものとする。</p> <p>（地方公務員の特定地域づくり事業への従事）</p> <p>第二十条 一般職の地方公務員は、特定地域づくり事業に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十条第一項の許可の権限を有する者をいう。において認められる場合に限り、給与を受け、又は受けないで、特定地域づくり事業に従事することができるものとする。</p> <p>（第五節 補則）</p> <p>第十六条 国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>第十七条 一般職の地方公務員は、特定地域づくり事業に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十条第一項の許可の権限を有する者をいう。において認められる場合に限り、給与を受け、又は受けないで、特定地域づくり事業に従事することができるものとする。</p>	<p>当該特定地域づくり事業協同組合に対し、措置を講すべき期限を示して、当該基準に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>都道府県知事は、前項に定めるもののほか、特定地域づくり事業協同組合又はその役員若しくは職員がその業務の遂行に関するこの法律の規定に違反したと認めるときその他特定地域づくり事業協同組合の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、措置を講べき事項及び期限を示して、人的体制の改善、違反の停止その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>（地方公務員の特定地域づくり事業への従事）</p> <p>第十七条 一般職の地方公務員は、特定地域づくり事業に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十条第一項の許可の権限を有する者をいう。において認められる場合に限り、給与を受け、又は受けないで、特定地域づくり事業に従事することができるものとする。</p>
---	---

第五条第一項	前項の許可を受けようとする者	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第号)第十八条第一項の規定により届け出て労働者派遣事業を行おうとする者	第二十三条第三項、第二十三条规定の二又は第三十条第二項	第三十条第二項	第三十条第二項
第五条第三項	申請書	届出書	第二十三条第三項、第二十三条规定の二又は第三十条第二項	第三十条第二項	第三十条第二項
第六条	前条第一項の許可を受けること	新たに労働者派遣事業の事業所を設けて当該労働者派遣事業を行つてはならない	第五条第一項の許可を受けてい	第五条第二項の規定により届出書を提出して	第五条第二項の規定により届出書を提出して
第六条第五号	ができない	許可を取り消され、当該取消しの日	第二十六条第三項、第二三十一条第三項	第二十三条第一項の許可を受けてい	いる
第六条第六号	第六条第五号	第十四条第一項の規定により労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合(同項第一号の規定により許可を取り消された場合には、当該法人)	特定地域づくり事業協同組合が第十四条第一項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられた場合(同項第一号の規定により廃止を命じられた場合には、当該特定地域づくり事業協同組合)	第二十三条第三項、第二十三条规定の二又は第三十条第二項	第三十条第二項
第六条第七号	第六条第八号	労働者派遣事業の許可の取消し	特定地域づくり事業協同組合の命令	第六十二条第一項	第三十条第二項
第六条第七号	第六条第八号	労働者派遣事業の廃止の命令	特定地域づくり事業協同組合が、前号	第五条第二項(第十条第五項において準用する場合を含む。)に規定する申請書又は第五条第三項(第十条第五項において準用する場合を含む。)に規定する書類	第三十条第二項
第六条第七号	第六条第八号	前号	當該特定地域づくり事業協同組合の命令	第五条第二項に規定する届出書又は同条第三項に規定する書類	第三十条第二項
第六条第七号	第六条第八号	届出をした者が法人である	届出をした	第五条第二項に規定する届出書又は同条第三項に規定する書類	第三十条第二項
第六条第七号	第六条第八号	当該法人が当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)	当該特定地域づくり事業協同組合(当該事業の廃止について相当の理由があるもの)を除く。)	第六十二条第一項	第三十条第二項
第八条第一項	第八条第一項	許可証の交付を受けた者は、当該許可証	第五条第二項の規定による届出書を提出した者は、当該届出書を提出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類	第五条第二項(第十条第五項において準用する場合を含む。)に規定する申請書又は第五条第三項(第十条第五項において準用する場合を含む。)に規定する書類	第三十条第二項
第十四条第一項	第十四条第一項	第五条第一項の許可を取り消すことができる	労働者派遣事業の廃止を行つては、各事業所ごとの労働者派遣事業(二以上)の事業所を設けて労働者派遣事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの労働者派遣事業。以下この項において同じ。)の開始の当時第六条第五号から第八号までのいずれかに該当するときは当該労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。	第六十二条第一項	第三十条第二項
第十九条	(区域外派遣の禁止)	特定地域づくり事業協同組合は、前条第一項の規定による労働者派遣事業に関し、職	國及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合が法令を遵守し及び第一項の規定による労働者派遣事業を適正に実施するために必要な助言、指導その他の措置を講ずるものとする。	第六十二条第一項	第三十条第二項
5	厚生労働大臣は、特定地域づくり事業協同組合に対して第二項の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第十四条の規定又は労働者派遣法第四十九条の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を当該特定地域づくり事業協同組合について第三条第一項の認定をした都道府県知事に通知しなければならない。	員を当該特定地域づくり事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の区域外の事業所に派遣してはならない。	第五条第二項に規定する届出書又は同条第三項に規定する書類	第五条第二項に規定する届出書又は同条第三項に規定する書類	第三十条第二項
6	厚生労働大臣は、特定地域づくり事業協同組合の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第十四条の規定又は労働者派遣法第四十九条の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を当該特定地域づくり事業協同組合について第三条第一項の認定をした都道府県知事に通知しなければならない。	第二十条 この章に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。	第五条第二項に規定する届出書又は同条第三項に規定する書類	第五条第二項に規定する届出書又は同条第三項に規定する書類	第三十条第二項
		(地域づくり人材の活躍の推進に資する取組への支援)	第二十一条 雜則	第六十二条第一項	第三十条第二項
		(地域づくり人材の活躍の推進に資する取組への支援)	第二十二条 国及び地方公共団体は、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業に関する国民の理解と関心を深めるよう、広報その他啓発活動を行うものとする。	第六十二条第一項	第三十条第二項

## (経過措置)

第二十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

## (総務省令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関必要な事項は、総務省令で定める。

## 第四章 罰則

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の手段により第三条第一項の認定、第五条第一項の変更の認定又は第六条第二項の有効期間の更新を受けた者

二 第五条第一項の規定に違反して第三条第二項第四号から第六号までに掲げる事項を変更した者

第三条 第十三条第一項若しくは第二項又は第十四条第一項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## 第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五条第五項又は第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定によると立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 第二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

## (検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## (内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法平成三十一年法律第八十九号の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成三十三年三月三十一年の項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同表平成三十四年三月三十一年の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項の次に次のように加える。

## 一 日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第三条の表平成三十四年三月三十一日までの間の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第四条第一項中「平成三十四年三月三十日」を「令和四年三月三十日」に改め、「沖縄振興特別措置法」の下に「(平成十四年法律第十号)」を加える。

附則第四条の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

附則第四条の二第一項に規定する事務のほか、令和七年三月三十一日までの間、附則第二条第二項の表令和七年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務をつかさどる。

附則第四条の三中「平成三十九年三月三十日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第五条第二号中「平成二十四年三月三十日」を「令和四年三月三十日」に改める。

附則第五条第二号中「平成三十四年三月三十日」を「令和四年三月三十日」に改める。

## (地方創生推進事務局の所掌事務の特例)

第四条の二の二 地方創生推進事務局は、第四十条の二第一項に規定する事務のほか、令和七年三月三十一日までの間、附則第二条第二項の表令和七年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務をつかさどる。

附則第四条の三中「平成三十九年三月三十日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第五条第二号中「平成三十四年三月三十日」を「令和四年三月三十日」に改める。

附則第五条第二号中「平成三十四年三月三十日」を「令和四年三月三十日」に改める。

## 理由

地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることにより、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 総務委員会議録第二号中訂正

一一三ページ三段九行から一〇行「経営委員会の事務取扱基準規程」を「経営委員会議事運営規則」に訂正する。